

第2期みやぎ農業農村整備基本計画
【計画本編】

宮城県農林水産部
平成23年3月

目 次

第 1 章 農業・農村の現状と課題 P1 ~ P2

第 1 節 農業・農村の現状と「みやぎ農業農村整備基本計画」 . . . P1

- 1 食・農業・農村に対する県民・消費者の期待
- 2 前期の「みやぎ農業農村整備基本計画」

第 2 節 現状の課題 P1 ~ P2

第 2 章 基本方針及び取組の視点 P2 ~ P4

第 1 節 基本方針 P2 ~ P3

- 1 競争力のある農業の持続的な発展
- 2 農村の振興に関する多面的な機能の発揮と生活環境の整備

第 2 節 取組の視点と必要な力 P3 ~ P4

- 1 「農業の生産基盤の整備」の視点
- 2 「農村環境の向上」の視点
- 3 「農業・農村の防災対策」の視点
- 4 必要な力

第 3 章 取組方向と取組項目 P4 ~ P14

第 1 節 農業生産基盤の整備 P4 ~ P6

- 1 「優良な生産基盤の確保と有効活用」(取組方向 1)
- 2 取組項目
 - (1) 農業水利施設ストックマネジメントの推進
 - (2) 担い手等を育成する基盤整備の推進
 - (3) 整備した優良農地の利用集積の促進
 - (4) 土地改良施設ストックマネジメントの体制整備《重点項目》テーマ：農業生産基盤の有効活用
 - イ 農業水利施設の機能診断の促進
 - ロ 農業水利施設の予防保全対策と更新整備の推進
 - ハ 施設管理者の管理体制の強化
 - ニ 水田の大区画化及び汎用化と有効活用の促進
 - ホ 農地の面的集積の推進

第2節 農村環境の向上 P6～P7

- 1 「農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供」(取組方向2)
- 2 取組項目
 - (1) 環境との調和に配慮した田園空間の創造
 - (2) 都市と農村の共生・対流の推進
 - (3) 農村の生活環境の整備の推進

《重点項目》テーマ：豊かな田園環境の保全と活用

- イ 農地資源や水資源，環境資源などの維持・保全
- ロ 都市と農村の交流活動の推進
- ハ 農業集落の汚水処理施設の整備と機能維持

第3節 農業・農村の防災対策 P8～P9

- 1 「大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり」(取組方向3)
- 2 取組項目
 - (1) 農業水利施設ストックマネジメントの推進(再掲)
 - (2) 農地・農業用施設の総合的な防災対策
 - (3) 震災や水害等の災害に備える体制の構築

《重点項目》テーマ：防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備

- イ 農業水利施設の機能の維持・保全
- ロ ため池や用・排水機場，農地海岸保全施設等の改修整備と耐震化の推進
- ハ 災害時の緊急輸送路・避難路の確保
- ニ 市町村等の災害対応を支援する人材の育成・確保

第4節 成果及び整備目標指標 P9(P18～P19)

第5節 取組項目の推進手法 P9～P12

- 1 分野毎に策定している各種計画の着実な実行
- 2 役割分担と連携
- 3 農業農村整備に関する県民理解の向上に向けた意識醸成

第6節 目標を実現するための体制強化 P12～P13

- 1 農業土木技術強化・人財育成の関係
- 2 災害発生時における市町村等への支援体制の整備
- 3 農村協働力の形成

第7節 効率的な事業展開を図るための実施手法の改革 P13～P14

- 1 政策評価・事業評価・情報公開
- 2 地域との協働による計画策定・実施設計
- 3 コストの縮減及び品質の確保

第 8 節 施策を展開する上で今後検討していくべき事項 P14

- 1 地球環境問題への対応
- 2 情報化の推進，新技術の活用
- 3 かんがい技術等による国際協力活動への対応

第 4 章 みやぎの農業・農村の将来ビジョン P14～P17

第 1 節 「第 2 期みやぎ食と農の県民条例基本計画」 P14～P15

第 2 節 「第 2 期みやぎ農業農村整備基本計画」 P15

第 3 節 みやぎの農業・農村の「にぎわい」のためには P15～P16

第 4 節 みやぎの農業・農村のにぎわいを目指して！ P16

第 5 節 「にぎわい」のある農業・農村の姿とは P17

別表 1 - 1 (成果目標指標) P18

別表 1 - 2 (整備目標指標) P19

第 5 章 圏域計画 P20～P33

第 1 節 広域仙南圏 P20～P21

第 2 節 広域仙台都市圏 P22～P23

第 3 節 広域大崎圏 P24～P25

第 4 節 広域栗原圏 P26～P27

第 5 節 広域登米圏 P28～P29

第 6 節 広域石巻圏 P30～P31

第 7 節 広域気仙沼・本吉圏 P32～P33

第 6 章～第 7 章 参考資料編 (別冊)

第2期みやぎ農業農村整備基本計画

みやぎ食と農の県民条例（平成12年宮城県条例第114号）が掲げる目標の実現に向け、同条例第8条の規定により策定した「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の実施計画として、関係施策との連携を図りつつ計画的かつ総合的な事業実施等に資するため、平成23年度から平成32年度を計画期間とした「みやぎ農業農村整備基本計画」を、次のとおり定めます。

第1章 農業・農村の現状と課題

第1節 農業・農村の現状と「みやぎ農業農村整備基本計画」

1 食・農業・農村に対する県民・消費者の期待

近年の農業を取り巻く情勢は、世界的な食料需給のひっ迫、国内外の食をめぐる事件・事故の発生、多様化する消費者ニーズ、さらには、燃油や肥料・飼料価格の高騰、歯止めがかからない米価の下落や人口減少、高齢化等、大きく変化するとともに厳しさが増しています。

このような情勢の中で、食料の安定供給や安全性の確保に加え、農業の持続的な生産活動が行われることにより生まれる多面的な機能の発揮、農業体験や農村生活体験の教育上の役割の重要性など、みやぎの農業・農村への理解や認識も広く浸透してきており、県民・消費者の期待も高まってきています。

2 前期の「みやぎ農業農村整備基本計画」

これまで、農業農村整備分野では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」（平成13年10月）に示された目標の実現に向け、平成14年4月に策定した「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に事業を進めてきたところです。

その後、平成18年には「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しに合わせ、「選択と集中」、「目標の明確化」、「適切な役割分担と連携」、「地域ビジョンの明確化」、「各種計画との整合」の5つの視点で見直しを行い各種施策を推進してきました。

第2節 現状と課題

県民の「食」に対する関心が高まる一方で、人口の減少や食生活の多様化により本県の主要な生産物である米の消費は減少し、需給調整により生産量が減少したことや農畜産物の販売価格の低迷などの影響を受けて、農業産出額は低下しています。

さらには、肥料等の生産資材、燃料価格の高騰などの影響を受けて農家一戸当た

りの農業所得も減少しています。

農村の高齢化・人口減少が進み、農業後継者の不足とも相まって、遊休農地の拡大により耕地利用率は年々低下し、農村の活力低下に歯止めがかからない状況にあります。

こうした状況の中で、我が県では、土地利用型農業の構造改革の立ち後れ、農業用排水施設の老朽化、耕作放棄地の増大、地域活力の低下等に対する適切な対策が求められています。特に農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地、農業用水等の適切な保全管理を困難にする懸念があり、大きな課題となっています。

温暖化等地球環境の変化により発生形態に変化が生じてきている水害などの大規模災害や、平成15年以降県下で多発している内陸直下型の大規模地震、近い将来に発生が高確率で予測されている宮城県沖地震に備えた安全で安心できる農村の地域づくりは重要な課題の一つです。

第2章 基本方針及び取組の視点

上位計画の「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、“消費者が求める安全・安心な食料の安定供給”、“マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的発展”、“農業・農村の多面的機能の発揮”、“農村の経済的な発展と生活環境の整備”の4つの基本方針を掲げています。

本計画では、農業農村整備分野が直接的に関わる次の2つについて、主体的な取組を具現化することが求められます。

第1節 基本方針

1 競争力のある農業の持続的な発展

生産性の向上や農産物の品質向上等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図り、良質で安全な食料が合理的な価格で安定的に供給されるように、生産基盤である農地や農業用施設の整備等を、環境との調和に配慮して計画的に進めます。

加えて、質の高い農地利用集積の推進により、農業の構造改革を一層進めるとともに、優良農地の確保と有効利用を図り、農業収入の拡大や食料自給率の向上など、農業を若者があこがれる魅力ある産業に発展させ、次代に農業の生産基盤を継承していきます。

さらには、農業水利施設の機能診断に基づく予防保全対策と適時適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図り、持続的な農業生産を支えます。

2 農村の振興に関する多面的な機能の発揮と生活環境の整備

みやぎの農村振興のため、農業生産と自然田園環境の基盤となっている農業用

水の健全な循環を維持・再生し，生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全・再生を進めるとともに，生活環境の整備など総合的な事業展開により，農業の持続的な発展をに向けて，農村の地域資源を適切に保全・管理していきます。

さらには，都市と農村の共生・対流により定住人口の減少を補う交流人口の増加を図りながら，地域住民や都市住民を含めた県民全体が，農業・農村が有する多面的機能のもたらす恩恵を享受できるように取組を進めます。また，田園自然環境と共生し，美しい景観に囲まれ，自然循環機能を活かす等，快適で魅力ある農村づくりを推進します。

第2節 取組の視点と必要な力

このようなことから，県民・消費者の食・農業・農村に対する期待に応えていくため，本計画においては，引き続き県民・消費者本位の立場を踏まえながら，「**農業生産基盤の整備**」，「**農村環境の向上**」，「**農業・農村の防災対策**」の3つの視点に立って，計画的かつ総合的に農業農村整備分野の施策を進めていくこととします。

1 「農業の生産基盤の整備」の視点

農業の体質強化の下支えとなる生産基盤を構築することで，「みやぎの農業」を若者があこがれる魅力ある産業とすることを目指します。

生命の維持と健康の保持のために「食料」は最も基本的で大切なものであり，「農業」は，その「食料」を安定的に供給するための重要な産業です。

特定の農作物に偏らないバランスのとれた生産構造で，アグリビジネスや農商工連携ビジネス，第1次から第3次産業を融合した産業の導入など多様な「農業」が展開され，競争力を持ち，農家の収入が増加し生業（なりわい）として成り立つとともに，農業が若者があこがれる魅力ある産業となるためには，その土台となる農業生産基盤の整備が必要不可欠であり，生産性の高い優良農地として有効活用することが重要です。私たちの世代が担っている役割を果たし，農業生産基盤を次代へ継承し農業の持続性を確保しなければなりません。

2 「農村環境の向上」の視点

田園環境の維持・再生とその有効活用により，個性豊かで活力ある農村づくりを進めます。

「農村」は，農業生産の基盤となる場であるとともに生活の場でもあり，県土の保全や水源のかん養も担っています。そして，自然環境や景観，伝統や文化，やすらぎの空間といった「豊かさ」を提供する役割も担っています。

過疎化，高齢化に歯止めがかからない農村社会において，こうした農業・農村の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるためには，営農やそれに付随する様々な営みが行われる必要があります。

都市と農村の交流等による共生と対流は，定住人口の減少を交流人口で補うこ

とにより定住化と同様の効果を見込むことができるものとして、近年注目されています。

このため、農地や水、自然環境や景観などの地域資源の維持・保全が適正に行われるとともに生活環境などが整備され、快適で過ごしやすい農村空間であることが必要不可欠です。

3 「農業・農村の防災対策」の視点

災害に強い農村づくりにより、安全で安心できる農村社会の形成に貢献します。

「農業」の持続的な発展を支えるためには、農地や農業用施設の災害をできる限り防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。災害の防止は、県土及び環境の保全にも繋がります。

農業生産の基盤であるとともに生活の場でもある「農村」での安全な暮らしの確保も重要です。

そのためには、防災・減災機能の向上と災害復旧・復興対応に関する体制の整備が必須となります。

4 必要な力

施策推進のためには、農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下を補う力が必要です。そのため、農村又は農村と都市を結ぶ相互扶助などの人と信頼のネットワークである農村協働力の優れた面を活用するとともに、多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を推進します。

第3章 取組方向と取組項目

第1節 農業の生産基盤の整備

1 「優良な生産基盤の確保と有効活用」(取組方向1)

食料生産の源となる農業用水は、農業水利施設を介して農地へ導かれています。本県では、昭和30年代から本格的に整備が行われ、現在では頭首工、用排水機場、水門などの概ね4,000箇所の施設が安定的な農業生産を支えています。

しかし、その6割以上が標準耐用年数を超えており、今後も老朽化施設は確実に増加していく傾向にあります。

これらの農業水利施設の機能の維持・保全に向けて、社会要請を勘案し施設の更新だけにこだわることなく、効率的な補修整備による施設の長寿命化などコストの抑制に努めながら取組を進めます。

食料生産の礎である農地は、効率的な生産性の高い優良農地であることが求められます。大型機械の導入などによる近代的な農業に対応する水田整備が立ち遅れていた本県では、平成6年度以降加速的にほ場整備を推進してきました。今日

では、汎用化水田における大豆の作付けが大幅に増加し、その産出量が全国第2位（平成20年）に躍進するなど大きな成果を生み出しました。

今後も、労働時間の短縮や生産コストの低減、加えて水田における麦、大豆、その他の野菜の生産に必須な排水対策などのため、ほ場の大区画化・汎用化を推進し、効率的で生産性の高い優良農地を確保するとともに、食料供給力の強化や耕作放棄の防止など農地の有効活用を推進します。

加えて、農業の生産現場や営農指導との融合を図り、基盤整備を契機としたアグリビジネスの展開や担い手の確保・育成、農地の団地化や面的利用集積を促進し、収益性の更なる向上など経営の効率化を目指します。

さらには、我が県の農業農村整備や農業水利施設の維持・管理を通して培ってきた知見と経験を、国際協力の場にも活用することにより、海外の農業・農村の振興にも貢献します。

2 取組項目

(1) 農業水利施設ストックマネジメントの推進

老朽化が進む既存の農業水利施設について、機能の維持・保全のための適時適切な予防保全対策を実施し、トータルコストの抑制を踏まえた施設の長寿命化を図ります。

施設の管理体制については、関係市町村等との連携により、管理主体である土地改良区の運営基盤の強化に取り組みます。

さらには、土地改良区等との連携により、農業水利施設ストックマネジメントを通じて培った知見と経験を、国際協力の場にも活用します。

(2) 担い手等を育成する基盤整備の推進

ほ場の大区画化・汎用化の推進により効率的で生産性の高い優良農地の確保、安定的な農業生産を支える基幹的な農業水利施設の計画的な更新整備、農道網の充実による流通の効率化など、農業の基礎である生産基盤の整備を行い、担い手の育成を支援します。

(3) 整備した優良農地の利用集積の促進

基盤整備を契機とした質の高い農地利用集積により、土地利用型農業の構造改革を推進し、収益性を更に高めるなど農業経営の効率化を支援します。

(4) 土地改良施設ストックマネジメントの体制整備

農業水利施設以外の土地改良施設についても、機能の維持保全対策を進める必要があり、特に農道橋のような重要構造物について、施設管理者との連携を図り、トータルコストの低減を踏まえた施設の長寿命化対策を検討します。

《重点項目》

テーマ：農業生産基盤の有効活用

イ 農業水利施設の機能診断の促進

県営及び団体営事業で築造した受益面積20ha以上の施設のうち、標準耐用年数を超過した施設の機能診断を重点的に行います。

ロ 農業水利施設の予防保全対策と更新整備の推進

機能診断の結果に基づき、長寿命化のための予防保全対策と必要な更新整備を重点的に行います。

ハ 施設管理者の管理体制の強化

施設管理者の運営基盤を強化するため、土地改良区の統合整備を重点的に支援します。

ニ 水田の大区画化及び汎用化と有効活用の促進

直播や高収益土地利用型の園芸の推進などのため労働生産性を高めるとともに、調整水田の解消や耕作放棄地の発生防止、食料供給力の強化のため、水田の大区画化と十分な排水対策による汎用化を重点的に行います。

ホ 農地の面的集積の推進

生産基盤整備の効果を一層高め、より効率的な農業経営を目指すため、質の高い農地の利用集積を重点的に行います。

第2節 農村環境の向上

1 「農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供」(取組方向2)

農村地域では過疎化や高齢化、特に農業従事者の高齢化や非農家との混住化の進行により、営農をはじめ様々な営みを行う人手が不足しています。農地や水、自然環境や景観などの地域資源の適正な維持・保全も農業従事者の助け合い等管理者のみで行うことが非常に困難な状況であることから、これからは、農業従事者以外も含めた地域ぐるみの活動としての取組が定着・自立できるよう支援する必要があります。

都市と農村の共生・対流は、双方を行き交う新たなライフスタイルを広め、互いの地域の魅力を分かち合い、人、もの、情報の行き来を活発にするもので、その代表的なものがグリーン・ツーリズムです。みやぎ型グリーン・ツーリズムの一層の展開や新たな取組となっている子ども農山漁村交流プロジェクトの実践等は、みやぎの農業・農村に賑わいを取り戻す大きな契機となることから、取組を通じて定住人口の減少を補う交流人口の増加を図るとともに、多面的な機能の魅力や重要性につて県民の理解向上を図ることにより、農村の活性化を目指します。

さらには、田園環境の維持・再生などにより農村地域の美しい景観の保全や創出、環境や生物多様性にも配慮した農村整備を進めるとともに、生活環境を向上させる農業集落排水施設の整備や農道網の機能維持による教育・医療・福祉サービス等へのアクセス機能の確保を図るなど快適に暮らせる生活環境の形成を進めます。

中山間地域等の条件不利地域は、傾斜など地理的な厳しさのため、営農や農地・農業用施設の維持・管理をはじめとする様々な取組が困難な状況におかれています。こうした条件不利に起因し、社会情勢の変化が顕著に影響する地域でもあることから、農業生産の維持を図りながら、多面的な機能を確保するための活動を支援するとともに、生産基盤や生活環境の整備など条件不利対策にも取り組んでいきます。

2 取組項目

(1) 環境との調和に配慮した田園空間の創造

農地や農業用水、自然環境等の保全向上を通じた田園環境の維持・再生とともに、農村の美しい景観保全と創出を進める地域主体の協働活動を支援するなど、農業・農村の持つ多面的機能の維持・保全を推進します。

さらには、自然環境や生物多様性に配慮しながら、生産基盤の整備や生活環境の整備などを行う農村整備を行います。

(2) 都市と農村の共生・対流の推進

農村の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流活動を契機として、農業・農村の有する多面的機能の魅力や重要性について県民理解の向上を図り、定住人口の減少を補う交流人口の増加に向けた取組を推進し、農村の活性化を目指します。

(3) 農村の生活環境整備の推進

農業集落排水施設や農道網の整備、機能維持により、衛生的な生活と教育・医療・福祉サービス等へのアクセス機能の確保など、定住環境の向上を図り、快適に暮らせる生活環境の形成を進めます。

《重点項目》

テーマ：豊かな田園環境の保全と活用

イ 農地資源や水資源、環境資源などの維持・保全

過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協働活動による農村の地域資源を守る取組への支援を重点的に行います。

ロ 都市と農村の交流活動の推進

定住人口の減少を補う交流人口の増加を目指し、みやぎ型グリーン・ツーリズムを重点的に推進します。

ハ 農業集落の污水处理施設の整備と機能維持

農村の生活環境の向上のため、都市部に比べ立ち遅れている下水道の整備とその機能維持を重点的に支援します。

第3節 農業・農村の防災対策

1 「大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり」(取組方向3)

国の地震調査委員会の長期評価(平成21年1月)によると、宮城県沖地震の発生確率は、30年以内に99%と極めて高くなっています。

さらには、平成15年7月に発生した宮城県北部連続地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等内陸直下型の大規模地震が多発しています。

大規模地震が発生する可能性の高い本県では、宮城県沖地震などによる被害を最小限にする県土づくりの実現に向けて、震災対策を積極的に推進していくこととしています。

こうした状況を踏まえて、ゲリラ豪雨など発生形態が変化してきている水害等を含め、災害発生時には特に被害が甚大となることが想定される農業用ため池、用・排水機場、農地海岸施設等の計画的な改修・整備を推進し、それら施設の耐震化等を進めるとともに、農道網の機能維持による災害発生時の緊急輸送路や避難路の確保など、防災・減災機能の向上と災害の迅速な復旧・復興対応に対応した体制の整備を推進します。

2 取組項目

(1) 農業水利施設ストックマネジメントの推進(再掲)

農村における混住化の進行により、降雨時の内水排除や防火用水の確保など、農業水利施設の役割は一層公共性を増しており、それらが保有する防災・減災機能を維持・保全するため、適時適切な予防保全対策を実施します。

(2) 農地・農業用施設の総合的な防災対策

災害発生時には、特に被害が甚大となることが想定される農業用ため池、用・排水機場、農地海岸施設等の計画的な改修・整備を通じた施設の耐震化等により農業災害をできる限り防止し、地域の安全の確保と農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。

(3) 震災や水害等の災害に備える体制の構築

農道網の機能維持により災害発生時の緊急輸送路や避難路を確保するとともに、迅速な復旧・復興に向けて、被災した市町村、土地改良区等に対する積極的な支援を行うための体制整備を推進します。

《重点項目》

テーマ：防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備

イ 農業水利施設の機能の維持・保全

混住化等により公共性が高まっている農業水利施設の内水排除機能や防火用水機能の老朽化による機能不全を防止するための保全対策を重点的に行います。

ロ ため池や用・排水機場，農地海岸施設等の改修整備と耐震化の推進

災害発生時には特に被害が甚大となることが想定されるため池の改修や，湛水被害を防止する排水機場の整備，大規模地震に備えた防潮水門（海岸施設）の耐震化を含めた整備を重点的に推進します。

ハ 災害時の緊急輸送路・避難路の確保

事業継続中の農道整備をはじめ，農道網の機能維持等により災害発生時の緊急輸送路や避難路の確保を重点的に行います。

ニ 市町村等の災害対応を支援する人材の育成・確保

迅速かつ的確な災害復旧を行うため，豊富な技術体験を基に市町村等を支援する技術者の育成・確保を重点的に行い，大規模災害発生時等には災害復旧に適切に対応できる体制を整備します。

第4節 成果及び整備目標指標

成果目標指標は別表1-1(P18)，整備目標指標は別表1-2(P19)のとおり

第5節 取組項目の推進手法

1 分野毎に策定している各種計画の着実な実行

(1) 活用する補助事業等の投資プログラム関係

「みやぎ農業農村整備事業等管理計画」

(2) 第3章第1節2-(1)(第3章第3節2-(1))の関係

「みやぎ農業水利施設ストックマネジメント推進計画」

(3) 第3章第1節2-(1)の関係

「土地改良区統合整備基本計画」

(4) 第3章第1節2-(3)の関係

「みやぎ経営体育成支援行動計画」

(5) 第3章第2節2-(2)の関係

「みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画」

2 役割分担と連携

「にぎわいのあるみやぎの農業・農村」(P14～「みやぎの農業・農村の将来ビジョン」に詳細を記載)を実現するために、「農業の生産基盤の整備」、「農村環境の向上」、「農業・農村の防災対策」の3つの視点に立って各種施策に取り組む上では、国・県・市町村といった行政，土地改良区，JA等農業関係団体，NPO，民間企業，そして農業者等の地域住民などの多様な主体が意識や思いを共有し，連携してそれぞれの役割を果たすことが重要です。

(1) 役割分担

農村地域では，過疎化，高齢化，混住化等の社会情勢の変化により，自助・共助・公助が相互に連携する協働力で農業・農村振興を総合的に推進することが必要となっています。

自助：共助と公助の側面支援を受けます。

イ 農業者

農村地域の魅力や実情を再認識することや，都市部の魅力も理解することにより，都市と農村の相互の理解を深め互いの地域の活性化のため，環境保全型農業の展開など県民ニーズを的確に捉え，安全・安心な食料の安定供給などを支えていくことを期待します。

加えて，持続性のある農業を営むとともに，食料生産の礎となる農地を守る役割を担っていくことが期待されています。

ロ 土地改良区

農業水利施設をはじめ多様な農業生産を支える土地改良施設の管理主体として，集落レベルの水利管理組織と連携し，食料生産の源となる水を守る役割を担っています。

農業者で構成され，地域営農を担う多様な経営体の育成を主体的に実施することが可能な団体であり，農地に関する情報の提供や地域住民等の多様な参画による地域資源の維持・保全活動，農業・農村の広報活動等について，関係団体等と連携し，主導的な役割を果たしていくことを期待します。

共助：公助とともに自助を側面から支援します。

ハ JA等農業関係団体

農業者，行政等との協力関係を築き，営農指導及び地域営農を担う多様な経営体の育成に主体的に取り組み，生産環境の整備や地域資源の維持・保全活動，農業・農村の広報活動等，地域営農の主導的な役割を果たしていくことを期待します。

ニ 地域住民

農村地域の魅力や実情を理解し、自らが農業・農村の振興に関する各種計画策定や地域資源の維持・保全活動等に参画すること、加えてみやぎの農業・農村の情報発信者としての役割を期待します。

ホ NPO，民間企業

各関係団体等との協力関係を構築し、保有する能力を発揮して地域の多様な取り組みを補完・支援するとともに、新たな手法を取り入れるなど先導的に社会に貢献する役割を期待します。

ヘ 都市住民

農業・農村の有する様々な価値を理解し、「ゆとり」や「やすらぎ」を享受する場や健康志向、環境意識などを満足させる一つ的手段として農業・農村を選択し、新たなライフスタイルとして、都市と農村の双方向での「人・もの・情報」の行き来を活発にさせていただくことを期待します。

公助：共助とともに自助を側面から支援します。

ト 土地改良事業団体連合会

土地改良法に基づく公法人であり、会員である市町村や土地改良区などを技術的に指導・援助し、県との協力体制により農業農村整備事業を適切かつ効率的に推進し、その共同の利益を増進することを期待します。

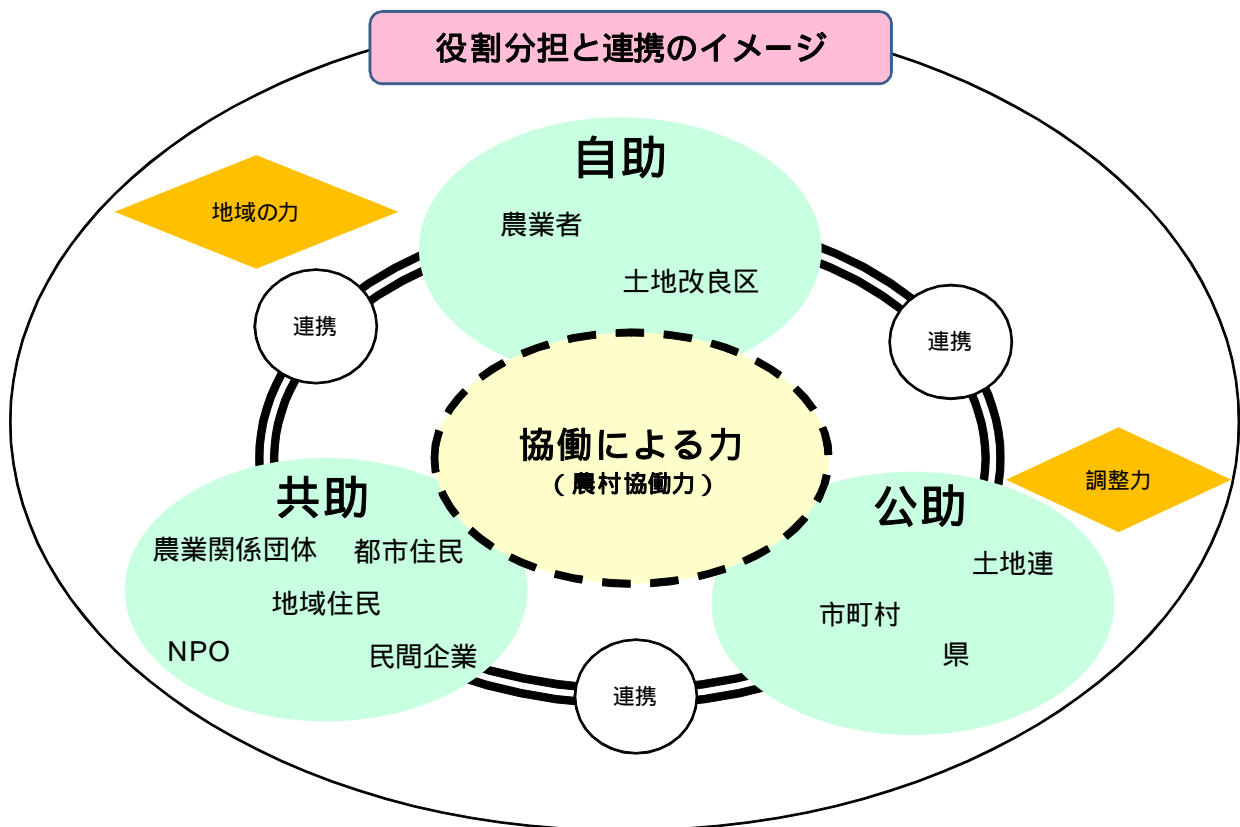
チ 市町村

基礎的自治体として、地域の意向を的確に反映し、利便性の向上や地域の活性化等の観点から地域特性を生かした農業・農村の振興施策を展開し、地域の多様な取組への積極的な支援とともに、各セクションと連携した地域コーディネーターとしての役割を期待します

リ 県

各関係団体等と連携し、規模又はその性質から県が行うべき農業・農村の振興施策を着実に展開し、全体のコーディネーターとして多様な取組の定着・自立を積極的に支援します。

(2) 連携のイメージ



3 農業農村整備に関する県民理解の向上に向けた意識醸成

施策の実施における透明性の確保の観点から、情報の公開及び県民の意見の聴取に努めるほか、施策の目的、内容等について県民の理解が得られるよう、広報広聴の充実等に努めます。また、県民のニーズに沿った施策の適時適切、かつ、効率的で効果的な実施のため、個々の課題に応じて、県民との適切なコミュニケーションの確保を目指します。

第6節 目標を実現するための体制強化

1 農業土木技術強化・人財育成の関係

「みやぎ人財育成基本方針」(平成18年3月)や「農業土木技術強化推進計画」の着実な実行により、みやぎの農業・農村を支える人財の育成を行います。

2 災害発生時における市町村等への支援体制の整備

地球温暖化などの影響による水害等の大規模災害、多発している内陸直下型の大規模地震や近い将来に発生が予測されている宮城県沖地震などの大規模災害に備え、被災した市町村、土地改良区等に対して積極的な支援を行うための体制を整備します。

3 農村協働力の形成

農村の過疎化，高齢化等を背景とする集落機能の低下を補う力として，多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を推進します。

第7節 効率的な事業展開を図るための実施手法の改革

1 政策評価・事業評価・情報公開

「行政評価制度」は，県の行政運営のP D C Aマネジメントシステム（計画＜P L A N＞，実行＜D O＞，評価＜C H E C K＞，反映＜A C T I O N＞という業務の見直しサイクルをしっかりと機能させ，効果的・効率的な運営を可能とする経営手法）を確立する上で必要な恒常的仕組みであり，かつ県民に対する説明責任を確保するための基本的仕組みです。本県では，「行政活動の評価に関する条例」が平成14年4月に施行され，条例で明文化されています。

農業農村整備分野では，これまでに引き続き，政策評価，施策評価，大規模事業評価，公共事業再評価，事業箇所評価等により，県民への説明責任の徹底，施策や事業などの企画立案過程等の透明性の確保，効率性と質の向上，県民の視点に立った成果重視の行政運営を行います。

2 地域との協働による計画策定・実施設計

持続的な農業・農村とするために，生産者と消費者，農家と地域住民といった様々な人々が協力し合い地域ぐるみの活動を通じて自立することが重要である。そのために，農業農村整備事業を契機として，整備する農地や農業水利施設等の利用や維持・管理の計画策定，事業実施に際し，地元との打合会やワークショップの開催などを通じて，自分たちが暮らす農村地域の今後をどうしていくかなど，地域に暮らす人々が自ら考え行動する活動を支援します。

3 コストの縮減及び品質の確保

農業農村整備事業の計画的かつ着実な実施のためには，限られた財源を有効に活用し，効果的・効率的に進めていくことが重要です。県では，「公共工事の総合的コスト縮減に関する行動計画」（平成16年9月）を策定し，公共工事のコスト縮減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら，国の三位一体改革や近年の経済状況の悪化により，公共事業予算はさらに減少し，県においては引き続き厳しい財政状況が続くことが想定されています。

一方では，「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月）により，品質でも優れた公共事業への転換を図ることが急務となっています。

このため，これまでに引き続き工事コストの縮減に努めるとともに，ストックマネジメントの取組を踏まえたライフサイクルコストの低減や，事業の重点化に

よる事業効果の早期発現，環境負荷の低減など総合的なコスト構造改善に取り組んでいきます。

第8節 施策を展開する上で今後検討していくべき事項

1 地球環境問題への対応

低炭素社会の実現に向けて，小水力や太陽光など自然エネルギーの有効利用，バイオマス利活用等による地球温暖化対策の推進に関する農業農村整備分野の具体的な取組を検討していきます。

2 情報化の推進，新技術の活用

効率的・効果的な行政運営や施設管理などのため，農地，農業用水，土地改良施設等に関する基礎的な情報基盤の整備や今後開発される新技術の活用について，コストや有効性を踏まえて検討していきます。

3 かんがい技術等による国際協力活動への対応

地方自治体等が持つ技術は，国際社会でも注目されており，地域が提案し主導する国際貢献が求められています。宮城県では，これまで中国吉林省等を対象に国際協力機構（JICA）と連携して，職員派遣や研修員の受入を通じた農業水利に関する技術指導など，「ひとづくり支援」を推進してきました。

現在，貧困，地球温暖化の問題や世界的な食料不足が懸念されています。途上国における食料自給は，自国の食料安定供給を可能とし，栄養不足人口の削減や貧困の解消に繋がるほか，フード・マイレージの抑制による二酸化炭素の排出削減や食料輸出国の水の節約に寄与します。

今後とも，我が県の農業農村整備や農業水利施設の維持・管理を通して培ってきた知見と経験を活用した国際協力活動の展開を目指します。

第4章 みやぎの農業・農村の将来ビジョン

第1節 「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」

「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では，10年後に目指す将来の姿を「食」，「農業」，「農村」の三つに区分けして，次のように定めています。

食の将来の姿

生産者と消費者の信頼関係が構築されるとともに，「食材王国みやぎ」が浸透し，県産食材や加工品の消費・利用が拡大しています。

農業の将来の姿

意欲ある担い手が活躍し，生産基盤の効率的な利活用とバランスのとれた生産構造により，競争力と魅力ある農業が展開されています。

農村の将来の姿

地域の伝統文化や美しい景観，豊かな生態系などの農村が持つ役割と地域資源の価値が県民に十分に理解され，農村の人的交流と経済活動が進み，地域が活性化しています。

また，「収入拡大」，「多様な経営展開」，「やりがい」の三つの要素を必要なものと位置づけて「農業を若者があこがれる魅力ある産業に！」を目標に掲げています。

第2節 「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」

本計画では，「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」で「食」，「農業」，「農村」の三つに区分けされている将来の姿を，総合的に捉えるとともに，長期的な視点で「みやぎの農業・農村の将来ビジョン」を次のとおり掲げます。

“「にぎわい」のあるみやぎの農業・農村”

「農業」，「農村」は，生きるために不可欠な食料を安定的に供給する産業として，また，食料生産や生活を営む場として，地域の先人から受け継がれてきました。西欧の城郭都市のような，対極としての都市と農村ではなく，農村と都市が半ば融合した形が，私たちの住む「みやぎ」の昔からの姿です。戦後，高度経済成長と共に宮城県も仙台市への一極集中が進む一方で都市部と農村部の格差が生じるようになりました。

2005年，全国的な傾向と同様に宮城県も人口が減少するという社会的な転機を迎えましたが，農村部は既に人口減少・高齢化時代に突入しており，労働力不足，集落機能の維持・保全のための人手不足が深刻化してきています。

高度経済成長期からバブル期にかけての経済優先主義の風潮などにより，農地の虫食いの減少や環境の悪化等が進んでいます。また，国際化の進展も重なり，本来，食料の供給を通して私たちの生命を支えるべき産業である「農業」の相対的価値観が低下し，先進国の中で最低レベルの食料自給率となり，安全で安心できる食料の安定的な供給についても危惧される状況になりました。

私たちのみやぎの農業・農村を未来へと引き継いでいくためには，私たちの住む地域をもう一度見つめ直し，あらゆる意味での「にぎわい」を再生・創造していく必要があります。

第3節 みやぎの農業・農村の「にぎわい」のためには

1 農村に住む人が地域の魅力を知っていることが大切です。

暮らしている人々自らが，地域の伝統や文化，自然環境や景観など農村が有する豊かさの価値を認識し誇りを持つことに加え，魅力的な農業・農村とするために様々な取組を行っていくことが大切です。また，これからの時代は農村が持つすばらしさを維持しつつ，住みよい快適な生活環境を整えることが重要です。

2 農業・農村が有している価値を都市住民が認識し、憧れを持っていることが必要です。

生命の維持と健全な生活のために「食料」は最も基本的で大切なものです。「農業」は、その「食料」を安定的に供給するための重要な産業であり、「農村」は「農業」の基盤となる場であるとともに、国土の保全、水源のかん養、やすらぎ空間の提供といった豊かさを提供する役割を担っています。

「農業」、「農村」も「食料」とともにとても重要なものであり、都市と農村の双方の住民がその価値を認識し理解している必要があります。

都市住民の農業体験、田舎暮らしに対する関心が高まりつつあり、農村が豊かな社会の基盤の一つとして確実に機能し、食料自給率の高さや自然の空間が、豊かな社会にとって不可欠なものであることを、県民全てが認識していることが大切であり、そのような農村にしていかなければなりません。

さらには、国際化の進展の中で、食料や農業の問題に取り組むためには、途上国を含めた世界の食料・農業事情やその重要性・価値を都市と農村の双方の住民が認識し、理解する必要があります。

3 農業・農村の経済的・社会的持続可能性が確保されていることが必須です。

農業は、農村の基幹産業です。健全かつ持続的な農業なくして、農村の振興はあり得ず、農村に住む人なくして農業はあり得ません。にぎわいのある農業・農村を将来へと引き継いでいくためには、地域住民の生活の糧となる農業が経済的に自立していなければなりません。そのためには、農業生産の主体となる担い手を中心に生産性の高い農業が営まれ、地域経済と深く結びつき、その上で多様な農業が展開されていることが必要です。

さらには、農業の多様な就業形態（個別経営、法人化、雇用労働）が定着し、生業（なりわい）として成り立ち、将来性も秘めた魅力ある産業となり農業・農村の魅力が中高年のほかに若者を惹きつけていくことがとても重要です。

第4節 みやぎの農業・農村のにぎわいを目指して！

バランスのとれた生産構造で多様な農業が展開され、「農業」が生業（なりわい）として成り立ち、安全で安心できる食料の安定供給を可能とし、若者が憧れを持つ健全で持続的な産業となっていることが必要です。

「農村」は、人々の営みによって集落機能が維持・保全され農業や生活の基盤として安定するとともに、国土の保全及び水源のかん養、伝統や文化・自然環境や景観など農村が有する豊かさによりやすらぎの空間を提供する役割を果たしていることが必要です。

さらには、都市と農村の交流により新たな価値観を生み出すことも期待できます。私たちは、先人から受け継いだみやぎの農業・農村を、再生・創造し「にぎわい」のあるものとして未来へと引き継いでいくことを目指します。

第5節 「にぎわい」のある農業・農村の姿とは

1 若者をも惹き付ける将来性豊かな魅力ある産業の確立

特定の農作物に偏ることなくバランスのとれた生産構造で、アグリビジネスや第6次産業的なものを導入するなど多様な「農業」が展開され、競争力を持ち農家の収入が拡大し生業（なりわい）として成り立つとともに、農業が若者をも惹き付ける将来性豊かな魅力ある産業となっています。

2 持続的な農業の展開

「農村」で人々が生活し、将来を担う後継者が育成・確保され、持続的な「農業」となっています。

3 集落機能の発揮

歴史的に形成されてきた祭りや地域活動など、集落（コミュニティ）機能が発揮され、営農に付随する維持管理作業等が適正に行われています。

4 食料の安定供給

耕作放棄地の増加に歯止めがかかり、県民の財産ともいえる優良農地が有効に利用され、安全・安心な食料が安定的に生産・供給されています。

5 多面的機能の発揮

国土の保全，水源のかん養，自然環境・景観の維持・保全，歴史・文化の伝承など多面的な機能が発揮されています。

6 都市と農村の交流

都市と農村の交流等により，農業・農村の有する教育的・文化的な価値が都市・農村住民の双方に理解されています。

7 農村の活性化

田園空間をはじめとする美しい農村が，成熟した豊かな社会の基盤として必要不可欠なものであることが県民全体に認識されており，農村が再生・創造され輝きを増しています。

8 生きがいの場

人口減少社会の中で，高齢者が生きがいを持って活躍する場として，農村が認識されています。

9 資源循環型社会

資源循環型社会の必要性や価値を農村から発信しています。

別表1-1

施策体系			成果目標指標					関連計画掲載			指標設定担当課・担当班				
ビジョン	取組の視点 (取組方向)	取組項目	指標名		現況値	目標	目標	指標内容	将来 ビジョン	食農 計画	震災 AP	課名	班名	とりまとめ 責任者	
			単位	名称	H22 (H21)	H27	H32								
「にぎわいのあるみやぎの農業・農村」	優良な生産基盤の確保と有効活用	農業水利施設ストックマネジメントの推進	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続される農地面積	ha	(-)	22,000	70,000	優良な生産基盤の確保と有効利用を図る成果として、本県の水田農業を主体的に支えている受益面積100ha以上の用排水機場の老朽化等による機能の低下や停止を防止する対策を実施した施設がカバーしている受益面積を指標として設定します。	取組30 △	△		農村振興課 農村整備課	地域計画班 水利施設保全チーム	農村整備課 水利施設保全チーム	
		担い手等を育成する基盤整備の推進	ほ場整備済み水田における耕地利用率	%	(102)	102	102	基盤整備により条件整備された水田が、最大限に活用され食料供給力が強化されたことを表す成果として、県内の全水田面積に対する米を含め現在自給率が低い状況にある大豆や麦等の土地利用型農作物の延べ作付面積の割合(耕地利用率)を指標として設定します。				農村振興課 農地整備課	地域計画班 ほ場整備班	農村整備課 ほ場整備班	
		整備した優良農地の利用集積の促進	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	%	(57)	61	64	基盤整備を契機とした質の高い農地利用集積により、土地利用型農業の構造改革を推進し、収益性を更に高めるなど経営の効率化を図る成果として、事業実施地区内における中核となる農業者等の経営面積割合を指標として設定します。	取組11 ○			農村振興課 農地整備課	地域計画班 ほ場整備班	農村整備課 ほ場整備班	
	農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供	環境との調和に配慮した田園空間の創造	協働活動による農地等の保全面積割合	%	(57.1)	59.8	61.9	農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境等を保全向上することにより、持続的な農業生産活動と農業・農村の多面的な機能の維持を図る成果として、県内の耕地面積に占める協定等により協働活動として取り組む農地等の保全面積の割合を指標として設定します。	取組30 △	◎		農村振興課 農地整備課	企画調整班 地域計画班 農村振興対策チーム ほ場整備班	農村振興課 企画調整班	
			地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数	人	(15,000)	45,000	70,000	地域住民や子ども達を含めた学校関係者、農業関係者など多くの県民に農業・農村の多面的な機能に関する理解を深めてもらう成果として、地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した方々の累計人数を指標として設定します。	取組29 ◎	◎		農村振興課	企画調整班	農村振興課 企画調整班	
		都市と農村の共生・対流の推進	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	万人	(901)	1,000	1,100	都市と農村の共生・対流を通じた農村活性化の展開を図る成果として、グリーン・ツーリズムなどの促進を定量的に表すため、都市と農山漁村の交流に係る主要な拠点施設(農林漁家民宿、民営登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農林漁家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設)の利用者数を指標として設定します。	取組5 ◎	◎		農村振興課	企画調整班	農村振興課 企画調整班	
		農村の生活環境の整備の推進													
	大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり	農業水利施設ストックマネジメントの推進(再掲)	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続される農地面積(再掲)												
		農地・農業用施設の総合的な防災対策	農地等の被害防止面積	ha	(39,453)	41,050	41,551	流域開発などの立地条件の変化により排水条件が悪化した地域の湛水被害の防止やため池の老朽化などによる堤防の決壊などからの被害を防止したことを表す成果として、排水機場の新設や排水ポンプの更新整備、ため池及び用排水路などの整備補強等の対策によって、被害を未然に防止した農地等の面積を指標として設定します。		◎	項目19 △	農村振興課 農村整備課	地域計画班 防災対策班	農村整備課 防災対策班	
		震災や水害等の災害に備える体制の構築													

別表1-2

施策体系			整備目標指標				関連計画掲載			指標設定担当課・担当班				
ビジョン	取組の視点 (取組方向)	取組項目	指標名	現況値	目標	目標	指標内容	将来 ビジョン	農 計 画	農 災 A P	課名	班名	とりまとめ 責任者	
				H22 (H21)	H27	H32								
優良な生産基盤の確保と有効活用	農業水利施設ストックマネジメントの推進	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(-)	100	220	優良な生産基盤の確保と有効利用を図るための取組として、本県の水田農業を主体的に支えている受益面積100ha以上の用排水機場の機能を維持する対策を行った施設数を整備指標として設定します。	取組30 △	◎		農村振興課 農村整備課	地域計画班 水利施設保全 チーム	農村整備課 水利施設保全 チーム	
		基幹水利施設整備延長	Km	(79)	92	115	農業生産の源となる農業用水の確保、水利利用の安定化や合理化並びに排水改良により、優良な生産基盤の確保と有効利用による食料供給力の強化を図る取組として、受益面積100ha以上の基幹的な農業水利施設(水路の整備延長)の整備量を指標として設定します。				農村振興課 農村整備課	地域計画班 水利施設保全 チーム	農村整備課 水利施設保全 チーム	
		農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(323)	620	820	優良な生産基盤の確保と有効利用を図るための取組として、一定の受益を担える機能の低下や停止による影響が大きいと考えられる受益面積20ha以上の施設のうち標準耐用年数を超過しているものについて、外観及び分解検査による劣化度合いの測定や施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成を行う施設数を整備指標として設定します。	取組30 △			農村整備課	水利施設保全 チーム	農村整備課 水利施設保全 チーム	
		土地改良区数	改良区	56	41	41	農業水利施設などの維持管理を担う土地改良区は、経常経費の抑制や統合・合併により維持管理経費の充実に努めることと可能となり、生産基盤の強化につながるため、統合・合併により適正な土地改良数にしておくことを整備指標として設定します。				農村振興課	指導班	農村振興課 指導班	
		償還対策導入調整実施地区数	地区	6	9	9	経営力の向上と経営基盤の強化とともに、農業水利施設の管理体制の充実に努める取組として、金利負担が大きい国庫土地改良事業負担金の農家及び県の負担軽減を目的とした低利資金を調達し国への繰上償還を導入する地区数を整備指標として設定します。	取組11 ○			農村振興課	広域水利調整班	農村振興課 広域水利調整班	
	担い手等を育成する基盤整備の推進	水田ほ場整備面積	ha	71,620	74,500	76,500	水田農業を主体とする本県農業の礎となる水田の大区画化及び汎用化等により、生産コストの低減や労働時間の短縮、生産性の向上と農作物の高品質化、加えて自給率が低い粟・大豆等の土地利用作物の生産を可能とする優良な生産基盤の確保と有効利用による食料供給力の強化を図る取組として、ほ場整備を行う面積を整備指標として設定します。		◎		農村振興課 農地整備課	地域計画班 ほ場整備班	農村整備課 ほ場整備班	
		基幹的農道整備延長	Km	(1,919)	1,937	1,937	路面の舗装化や路線の改良を行い、農作物の流通コストの軽減や荷崩れの防止等を図り、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連結する農道網の形成による優良な生産基盤の確保に加え、都市と農村の交流や農村の活性化、定住の促進を目指す取組として、基幹的な農道の整備延長を指標として設定します。	取組6 △		項目35 △	農村整備課	農村環境整備班	農村整備課 農村環境整備班	
		大区画水田ほ場整備面積	ha	27,219	29,500	31,500	効率的な農業経営を目指すには、より労働生産性の高い優良農地が必要となり、利用する農地を面的にまとまった形に集積することが求められるため、整備する農地のほ場を大区画にする面積を整備指標として設定します。		◎		農村振興課 農地整備課	地域計画班 ほ場整備班	農村整備課 ほ場整備班	
		担い手育成数	人	750	1,300	1,400	みやきの農業・農村を持続的なものとするためには、地域の農業を牽引する中核的な担い手の確保・育成を図る必要があるため、基盤整備を契機とした地域農業の担い手の育成数を整備指標として設定します。			◎	農村振興課 農地整備課	地域計画班 ほ場整備班	農村整備課 ほ場整備班	
		整備した優良農地の利用集積の促進												
	農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供	農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	517	517	517	農地や農業用水等の地域資源が将来にわたって持続的に維持・保全及び管理し、農業・農村の多面的な機能が発揮されるよう、農業者を面的にまとまった形に集積することを目指すため、農村環境の保全活動等に取り組む農地・水・農村環境保全向上対策の協定組織数を整備指標として設定します。	取組30 △	△		農村振興課	農村振興対策 チーム	農村振興課 農村振興対策 チーム	
		中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	229	229	229	厳しさを増す中山間地域の農業生産活動を行い維持してきた農地・農業用水をはじめとする地域資源の損失を抑制し、農業・農村の多面的な機能の発揮を図る取組として、中山間地域等直接支払制度の協定を締結した保全活動組織数を整備指標として設定します。	取組30 △	△		農村振興課	農村振興対策 チーム	農村振興課 農村振興対策 チーム	
		環境配慮対策実施地区数	地区	55	115	149	農業・農村の多面的な機能の発揮には、地域資源を維持・保全していくことが不可欠であり、農業農村整備事業の実施を契機として自然環境や生物多様性、農村景観などに配慮して事業を進めた地区数をその整備指標として設定します。				農村振興課	地域計画班	農村振興課 地域計画班	
		都市と農村の共生・対流の推進	主要都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(684)	696	706	グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流活動を支える取組として、主要な交流拠点施設(農林漁家民宿、民泊登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農林漁家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設)の施設数を整備指標として設定します。				農村振興課	企画調整班	農村振興課 企画調整班
		農村の生活環境の整備の推進	農業集落における下水道整備人口	人	(86,429)	92,189	92,920	混住化の進行、生活様式の高層化、農業生産方式の変容等により農業用水等の汚濁が発生し、農作物の生育障害、悪臭の発生などが懸念されており、快適に暮らせる農村の生活環境の向上のための取組として、整備するし尿、生活雑排水等の処理施設の対人口を整備指標として設定します。		○		農村整備課	農村環境整備班	農村整備課 農村環境整備班
大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり	農業水利施設ストックマネジメントの推進(再掲)	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数(再掲)				農村における混住化の進行により、農業水利施設の役割はより公共性が高まっており、防火用水の確保や降雨時の排水対策などの取組として、基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数を整備指標として設定します。								
	農地・農業用施設の総合的な防災対策	老朽化等防潮水門の耐震化・遮断化を含めた改修施設数	箇所	2	3	3	近年本県で頻発している内陸直下型の大規模地震や発生確率が極めて高くなっている宮城県沖地震などに起因する大津波の被害が懸念されており、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりの取組として、農地沿岸に係る老朽化等で確実な運転・操作が困難となっている防潮水門について、耐震化・遮断操作を含めた改修を行う施設数を整備指標として設定します。	取組31 ○		項目19 ◎	農村整備課	防災対策班	農村整備課 防災対策班	
		老朽ため池等の改修地区数	地区	-	8	28	県内には、大小併せて約6千箇所のため池があり本県農業の重要な用水源となっています。そのうち、老朽化等により人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害が発生するおそれがあり早急に整備を要するためため池等の整備を実施する地区数を整備指標として設定します。			項目19 ◎	農村振興課 農村整備課	地域計画班 防災対策班	農村整備課 防災対策班	
		湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	2	5	5	低平地における水田農業を主体とする本県では、十分な排水対策を施すことが災害による被害を最小限にする安全な地域づくりのために必要であり、特に立地条件の変化により湛水被害を生ずる恐れのある地域で緊急的に排水機場を新設又は更新する施設数を整備指標として設定します。			項目19 ◎	農村振興課 農村整備課	地域計画班 防災対策班	農村整備課 防災対策班	
	震災や水害との災害に備える体制の整備	基幹的農道整備延長(再掲)	Km				大規模災害発生後の迅速かつ的確な負傷者の搬送、緊急物資の輸送を可能とするための取組として、緊急輸送路と併せて避難路の確保という観点で基幹的な農道の整備延長を整備指標として設定します。							
農村災害支援技術者の育成数		人	68	78	88	農地・農業用施設に関する災害復旧の主体である市町村等では、技術者の不足等から大規模災害発生時等の適切な対応に懸念があり、迅速かつ的確な災害復旧を可能とするためには豊富な技術・経験を有する人材を育成し支援を含めた体制を整える必要があるため、その取組として農村災害支援技術者の育成数を整備指標として設定します。				農村整備課	防災対策班	農村整備課 防災対策班		

第5章 圏域計画

第1節 広域仙南圏

1 現状の課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

基幹的な農業水利施設は、国営かんがい排水事業及び県営かんがい排水事業により概ね整備が完了していますが、今後は老朽化が進行しているこれら施設の更新整備を含めた機能保全対策と施設管理を担っている土地改良区等の運営基盤の充実・強化が必要です。

ロ 農地の整備

水田の整備については、平地部では県営ほ場整備事業等により30アール区画等に概ね整備済みとなっていますが、効率的で生産力のある農業の実現を図るには、ほ場の大区画化や汎用化と併せ、効率的な営農に向けた農地の利用集積の促進が必要です。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

農業者の減少、高齢化を背景とした集落機能の低下により、農地や農業用水等の地域資源の適正な保全管理が困難になると懸念されますが、多様な主体が参画する地域協働の保全活動を継続して支援するなどして、農業・農村が有する多面的な機能を維持していく必要があります。

また、減少する定住人口を補うと期待される交流人口を増加させるため、自然環境や美しい農村景観等の地域資源を活用した都市と農村の交流活動の推進が必要です。

ロ 生活環境の整備

快適な暮らしを実現するために農業農村整備で実施するし尿、生活雑排水等の処理施設の整備については概ね完了しましたが、今後は老朽化が進行しているこれら施設の機能保全対策が課題となります。

また、農道網の機能を充実することにより、農産物の流通の合理化を促進するとともに、教育・医療・福祉サービス等へのアクセス機能を確保するなど、定住環境の向上を図る必要があります。

(3) 防災対策

宮城県沖地震の発生が高確率で予測されていることに加え、当圏域は県内でも降雨に起因する農地や農業用施設の災害の発生が比較的多い地域です。

イ 農地等の防災・減災

災害発生時には、特に被害が甚大となることが想定される農業用ため池、農業用河川工作物等の計画的な改修・整備を通じた施設の耐震化等により、農業災害をできる限り防止し安全の確保と農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。

ロ 災害の対応

大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路の確保や災害復旧対応に関する体制整備が必要です。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効利用	<p>基幹水利ストックマネジメント事業やかんがい排水事業等の活用により、農業水利ストックマネジメントを推進し施設の機能維持保全を通じて安定的な農業生産を支えます。</p> <p>土地改良区の統合整備により、運営基盤の充実を通じて施設の管理体制の強化を図ります。</p> <p>経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業等の活用により、ほ場の大区画化や汎用化を図り優良農地の確保と併せて、農地の面的利用集積を推進し効率的な農業経営を目指します。</p>
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	<p>農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の協定活動への支援、環境との調和に配慮した事業の実施を通じて農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境や美しい農村景観を維持・保全し、農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持に努めます。</p> <p>農村の地域資源を活用し、都市と農村の交流活動を契機とした農村の活性化を図るため、みやぎ型グリーン・ツーリズム等を推進します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>ため池等整備事業等の活用により、ため池や河川工作物の計画的な改修・整備を通じて防災・減災機能の向上を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。</p> <p>農道整備事業等の活用により、大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路を確保するとともに、迅速かつ的確な災害復旧を可能とするために豊富な技術・経験を有する農村災害支援技術者の育成・確保を図ります。</p>

目標整備量

広域仙南圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	6	15
基幹水利施設整備延長	k m	2	2	5
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(53)	101	136
土地改良区数	改良区	9	8	8
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a	6,416	6,440	6,452
基幹的農道整備延長	k m	382	386	386
大区画水田ほ場整備面積	h a	492	512	524
担い手育成数	人	53	61	67
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	38	38	38
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	46	46	46
環境配慮対策実施地区数	地区	4	11	18
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(95)	97	98
農業集落における下水道整備人口	人	6,406	5,980	5,980
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	2	6
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	0	1	1
農村災害支援技術者の育成数	人	13	13	14

第2節 広域仙台都市圏

1 現状と課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

基幹的農業水利施設は、半数以上が標準耐用年数を超え、機能低下による用水供給力の不足や湛水被害が生じるとともに、維持管理費用の増加を招いています。

また、農業水利施設の管理主体である土地改良区の運営基盤は、都市化の進展や農業経営の悪化により弱体化しており、効率的かつ効果的な施設機能の発揮が困難な状況となっています。

ロ 農地の整備

ほ場整備の計画的な推進により着実に農地の整備が行われ、担い手への農地集積が図られてきました。その一方で、構造改革の立ち後れた地域にあつては、農村の過疎化・高齢化により農村の活力が低下しています。地域農業を持続的に発展させ、効率的で安定した農業経営を展開するためには、ほ場の大区画化や水田の汎用化を行い、担い手の育成と農地の利用集積を推進することが必要不可欠となっています。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

農村の過疎化・高齢化や混住化が進行し、農地や農業用水路などの地域資源の管理が農業者のみでは難しくなっています。多様な主体の参画のもとに農業用資源や農村環境を守っていくとともに、耕作放棄地の発生を防止し、農業を継続することで農業・農村が有する多面的機能を維持していく必要があります。

また、都市住民の自然志向の高まりや農村の魅力を踏まえ、地域資源を活かした都市と農村の交流を促進する必要があります。

ロ 生活環境の整備

これまで整備した農業集落排水施設の老朽化に対応するため、保全対策を計画的に推進する必要があります。

(3) 防災対策

イ 農地等の防災・減災

地域開発等により排水量が増加し、低平地において農地の湛水が増加しています。また、耐用年数が超過した施設の脆弱化等により、周辺の農用地や一般の公共施設に被害を与えるおそれがある排水機場やため池が増加しています。海岸施設についても施設の老朽化が著しく、津波や高潮から海岸堤防の背後農地を保全するため計画的な整備が必要となっています。

ロ 災害の対応

予期せぬ地震や大雨による大規模な自然災害に対して、迅速で適切に対応できる体制整備が求められています。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効利用	<p>農産物の安定生産に必要な不可欠な基幹的農業水利施設の計画的な整備とともに、既存施設の長寿命化のためのストックマネジメントを関係団体との連携により推進します。</p> <p>農業水利施設の管理主体である土地改良区の運営基盤の強化を図るため、市町村と連携した総合的な支援を行います。</p> <p>ほ場整備等を契機とした農地の利用集積を促進し、土地利用型作物の低コスト生産と汎用化による水田の有効活用を図り、収益性の高い効率的な農業生産を目指します。</p>
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	<p>農村の持つ多面的機能が発揮されるよう、地域が主体となった地域資源の保全や中山間地域等における農業の維持・保全に対する支援を行い魅力ある地域づくりを推進します。</p> <p>都市と共存する地域づくりを目指し、直売施設、市民農園等の交流拠点を活用したグリーンツーリズムなどの交流活動を促進します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>地域開発等に伴う排水量の増加や施設の脆弱化等により、農用地等に被害を与えるおそれのある施設について、防災・減災機能を向上させるため農地防災対策を計画的に行い、安全で安心できる農村づくりを推進します。</p> <p>津波、高潮等の自然災害から背後農地を保全するため、海岸保全施設の計画的な整備更新及び老朽化対策を推進します。</p> <p>大規模災害に対応できる体制整備を行うため、技術者の人材育成を計画的に行うとともに市町村・土地改良区との連携強化を図ります。</p>

目標整備量

広域仙台都市圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	16	42
基幹水利施設整備延長	k m	2	6	6
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(76)	138	184
土地改良区数	改良区			
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a	12,978	13,076	13,156
基幹的農道整備延長	k m			
大区画水田ほ場整備面積	h a	2,618	2,698	2,778
担い手育成数	人	90	158	159
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	89	89	89
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	14	14	14
環境配慮対策実施地区数	地区	5	10	13
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(46)	47	48
農業集落における下水道整備人口	人	16,801	21,282	21,282
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所	2	3	3
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	2	6
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	1	2	2
農村災害支援技術者の育成数	人	24	24	25

第3節 広域大崎圏

1 現状と課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

農用地の約8割が水田という大崎管内の水田農業を支えている約9百の農業水利施設は、老朽化施設が増加傾向にあり、特に標準耐用年数を超過した施設は5割を越えていることから、深刻な機能低下が発生する前の対応が必要です。また、施設の管理を担っている土地改良区には施設の適切な日常管理が求められるとともに、農業収入の低下等により賦課金の未収が増加傾向にあるなど新たな課題が発生しています。

ロ 農地の整備

管内の水田整備率は平成21年度末現在で県平均を5ポイント上回る70%、そのうち大区画整備率も県平均を11ポイント上回る36%となっています。これまでの整備により、稲作労働時間は大幅に減少し、農地の流動化も進んできましたが、近年の米価の大幅下落に対応するためには未整備地域での更なる整備が必要です。また、食料自給率の向上には、麦、大豆等の生産に不可欠な排水改良された水田の確保が必要です。これら整備された農地の有効活用を図り、更には担い手の経営安定化を図るため、基盤整備を契機とした経営規模の拡大が必要です。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

農地や農業用水等の地域資源は食料の安定供給はもとより、農業の多面的機能の発揮を支える社会共通資本です。過疎化や高齢化の進行等により集落機能が低下することにより、これら地域資源の適正な保全・管理が益々困難になるとともに、農村の振興にも支障をきたすことが危惧されます。また、近年では環境に対する意識が高まり、自然環境や景観の保全・形成等に対する要請への対応が必要です。

ロ 生活環境の整備

農村集落における快適な暮らしを実現するための農業集落排水処理施設の整備は22地区を実施し65%の整備率となっています。今後は、整備した施設の老朽化が進むとともに、生活様式の変化や水質基準の強化等に対応するための改築も含め、施設の機能保全対策が必要です。

(3) 防災対策

イ 農地等の防災・減災

老朽化したため池等がひとたび決壊すると甚大な被害を及ぼす恐れがあります。災害発生時に特に被害が甚大となることが想定されるため池等について、災害を未然に防止し、生命、財産の安全を確保する必要があります。

ロ 災害への対応

宮城県沖地震が高い確立で発生が予測されていることをはじめ、近年では短時間の集中豪雨や局所的豪雨の発生が頻発していることから、大規模災害発生時等には、農地・農業用施設に係る災害復旧に迅速かつ的確に対応する必要があります。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効活用	老朽化が進み、特に標準耐用年数を超過した農業水利施設の長寿命化に向けた計画的な機能診断による予防保全対策及び更新・整備を進めます。 土地改良施設の管理体制や運営基盤の強化等を図るため、土地改良区の統合整備の推進を支援します。 労働時間の短縮や生産コストの低減をはじめ、麦、大豆等の安定生産を図るため、ほ場の大区画化や汎用化を推進します。 ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積の促進を支援します。
(2) 豊かな田園環境の保全と活用	農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域の取組みを支援します。 中山間地域の振興と活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度に基づく協定締結集落において、国土・環境保全等多面的機能の維持増進を図共同活動に取組む地域を支援します。 環境との調和や生物多様性に配慮した事業を推進します。 農業集落排水処理施設の機能維持のための取組に対して支援します。
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	防災・減災機能の向上を図るため、農業用ため池等の計画的な改修・整備を進めます。 迅速かつ的確な災害復旧を行うため、豊富な技術経験をもとに市町等を支援する技術者の育成・確保に努めます。

目標整備量

広域大崎圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	19	37
基幹水利施設整備延長	k m	52	57	64
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(84)	132	160
土地改良区数	改良区	14	5	5
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a	22,488	23,478	24,291
基幹的農道整備延長	k m			
大区画水田ほ場整備面積	h a	11,568	12,342	13,155
担い手育成数	人	325	527	574
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	171	171	171
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	31	31	31
環境配慮対策実施地区数	地区	16	39	54
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(235)	237	239
農業集落における下水道整備人口	人	28,961	25,655	25,915
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	2	6
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所			
農村災害支援技術者の育成数	人	13	14	15

第4節 広域栗原圏

1 現状と課題

(1) 生産基盤の整備

栗原圏域の農業の現状は、全県的な傾向と同様に担い手不足・高齢化等が深刻な問題となっていることから、計画的な生産基盤の整備推進により、基幹的農業水利施設の管理体制強化や担い手の育成、農地利用集積の促進等が求められています。

イ 農業水利施設

基幹的な農業水利施設は、国営かんがい排水事業及び附帯する県営かんがい排水事業により平成22年度までに整備が完了しています。

今後は施設の適正な管理と計画的な修繕整備・更新がなされるよう、これらを担う土地改良区等の運営基盤の充実・強化が必要です。

ロ 農地の整備

水田整備率が56%（うち大区画整備率が15%）と他地域に比べて低い水準となっており、地域の農業を牽引する意欲ある経営体を育成し、競争力のある農業を確立するためには、ほ場整備による大区画化や汎用化と併せ、農地の利用集積の促進が必要です。

(2) 農村環境

栗原圏域は全域過疎法の指定を受け、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域となっていることから、農村環境の維持・保全が求められています。

イ 地域資源の保全

過疎化・高齢化が進展する中で、担い手等の減少や耕作放棄地の増加等により、農業・農村がもつ多面的機能の低下が懸念されることから、農地等の保全活動への支援が必要です。

ロ 都市との交流

農村は、憩いの場や自然学習の場として都市住民からグリーン・ツーリズムによる積極的な交流が求められていることから、受入体制の整備や体験内容の充実等を行っていくことが必要です。

(3) 防災対策

平成20年6月14日に発生した「岩手・宮城内陸地震」による甚大な被害経験の教訓から、防災対策が急務となっており、安全で安心できる地域づくりが求められています。

イ 農地等の防災・減災

管内の農業用施設は老朽化により大きな被害を受けやすくなっていることから、安心で安定的な農業を支えるため、農業用施設の災害の未然防止や被害程度を軽減する対策が必要です。

ロ 災害の対応

大規模災害の発生に備える体制整備が必要です。

2 農業農村整備の推進方向

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 農業生産基盤の有効活用	<p>農業水利施設の長寿命化のため、適時適切な予防保全対策の実施により、施設の機能維持・保全を通じて、安定的な農業生産を支えます。</p> <p>土地改良区の統合整備により、運営基盤の充実を通じて施設の管理体制の強化を図ります。</p> <p>ほ場の大区画化・汎用化を図るなど生産基盤の整備により、農地の利用集積を促進し、地域農業の担い手等の育成や効率的な農業経営を支援します。</p>
(2) 豊かな田園環境の保全と活用	<p>農地・水保全管理支払の活動組織や中山間地域等直接支払制度の協定集落への支援を通じて、農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境や美しい農村景観を維持・保全し、農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持を図ります。</p> <p>農業・農村の活性化を図るため、農村の地域資源を活用した子ども農作業体験学習や都市との交流活動を支援します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>農業用施設を計画的に改修・整備することで、防災・減災機能の向上を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりを推進します。</p> <p>ダム情報連絡会等により迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、適正な管理と安定的な用水供給を図ります。</p>

目標整備量

広域栗原圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	6	13
基幹水利施設整備延長	k m	11	11	13
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(27)	99	151
土地改良区数	改良区	4	2	2
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a	9,027	9,079	9,122
基幹的農道整備延長	k m			
大区画水田ほ場整備面積	h a	2,502	2,542	2,585
担い手育成数	人	73	149	151
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	110	110	110
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	68	68	68
環境配慮対策実施地区数	地区	13	21	24
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(36)	37	38
農業集落における下水道整備人口	人	4,409	4,070	4,070
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	1	1
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所			
農村災害支援技術者の育成数	人	13	13	14

第5節 広域登米圏

1 現状の課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

基幹的な農業水利施設の管理体制の強化及び長寿命化を図るため、国営造成施設管理体制整備促進事業や新農業水利システム保全整備事業等を積極的に導入してきました。

さらに、既存ストックの長寿命化に資する維持管理や施設更新を計画的に推進し、施設の有効活用を図る必要があります。

ロ 農地の整備

経営体育成基盤整備事業等の計画的な事業採択と重点的な予算配分を行った結果、水田整備率及び大区画率とも県平均を大きく上回っています。整備率については旧町単位でのばらつきがあり、地域の要望に応じて整備の促進を図るとともに、併せて遅れ気味な農地の利用集積の促進にも取り組む必要があります。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

本地域の高齢化率は県平均より高く、農家人口率が高い一方で農業者の高齢化と農業者の減少等による集落機能の低下により、農業に係る地域資源の保全管理への支障が懸念されます。引き続きこれからの機能維持活動や地域協働の保全活動を支援し、農業・農村の持つ多面的機能を維持していく必要があります。

さらに、減少する定住人口への対応として、交流人口の拡大を図るため、農村が持つ自然景観などの地域資源を活用した都市と農村の対流活動の推進が必要です。

ロ 生活環境の整備

集落下水道の整備では、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善と、併せて公共用水域の水質保全に取り組んできており、整備率は71%となっています。今後は、施設の整備とともに整備済施設の機能強化のための対応も求められています。

さらに、定住環境の充実を図る上からも、引き続き農道網の整備も進めていく必要があります。

(3) 防災対策

高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えた、ソフト・ハード両面での対応が求められています。

イ 農地等の防災・減災

地震や豪雨において、大きな災害が予想される農業用ため池、農業用河川工作物等の計画的な改修・整備を行うことにより、農地・農業災害の減災につとめ農村地域の安全の確保と、農業経営の安定を図る必要があります。

ロ 災害の対応

大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路の確保や災害復旧対応に関する体制整備が必要です。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効利用	<p>基幹水利ストックマネジメント事業等の活用による農業水利ストックマネジメントを推進し、施設の機能維持保全による安定した農業生産を支えます。</p> <p>土地改良区の体制強化のため、小規模改良区の統合を進め運営基盤の充実・強化を図ります。</p> <p>経営体育成基盤整備事業等の活用によりほ場の大区画化や汎用化を進め、優良農地の確保とともに農地の面的利用集積を推進し、効率的な農業経営を目指します。</p>
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	<p>農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の協定活動への支援、環境との調和に配慮した事業の実施を通じて農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境や美しい農村景観を維持・保全し、農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持に努めます。</p> <p>農村の地域資源を活用した都市と農村の交流活動を契機とした農村の活性化のため、みやぎ型グリーン・ツーリズムを推進します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>ため池等整備事業等の活用により、ため池や河川工作物の計画的な改修・整備を通じて防災・減災機能の向上を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。</p> <p>ふるさと農道緊急整備事業の活用により、大規模災害により発生が想定される交通障害などの不安を解消しておくことと、災害復旧への対応が迅速に進められるよう、農村災害支援技術者の育成・確保を図ります。</p>

目標整備量

広域登米圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	31	60
基幹水利施設整備延長	k m	0	0	1
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(26)	74	101
土地改良区数	改良区	9	7	7
償還対策導入調整実施地区数	地区	0	1	1
水田ほ場整備面積	h a	13,781	13,788	13,788
基幹的農道整備延長	k m	246	254	254
大区画水田ほ場整備面積	h a	5,426	5,432	5,432
担い手育成数	人	107	169	171
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	87	87	87
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	5	5	5
環境配慮対策実施地区数	地区	8	17	17
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(126)	128	130
農業集落における下水道整備人口	人	17,359	24,473	24,473
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	0	5
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所	1	2	2
農村災害支援技術者の育成数	人	2	6	8

第6節 広域石巻圏

1 現状と課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

耐用年数を迎える大規模な揚水機場等基幹的農業水利施設が数多くあり、国営造成施設管理体制整備促進事業や国営造成水利施設保全対策事業を導入したほか、長寿命化を図るため適時的確な機能診断や予防保全対策を講じてきました。

ロ 農地の整備

生産性の高い土地利用型農業を早急に確立するため、大区画ほ場整備を実施してきており、平成21年度末の水田整備率は61%と県平均65%を下まわるものの、大区画整備率は44%と県平均の25%を大きく上回っています。

しかし、地域的には格差があることから、農地の汎用化や集積など農業の均衡ある発展のためにも、それら地域の早急な整備が求められています。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

農業者の減少、高齢化の進展に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の地域資源の適正な保全管理の維持が懸念されるが、地域が一体となった協働活動の継続について支援するなど、農業・農村が持つ多面的な機能を維持・保全していく必要があります。

ロ 生活環境の整備

農村の基礎的生活基盤の向上をめざし、特に公共用水域の水質保全にも寄与する污水处理施設整備に積極的に取り組んできており、平成21年度末の整備率は約69%となっているが、今後は老朽化に対応した施設機能保全対策が必要となってきます。

(3) 防災対策

今後高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に加え、平成15年7月には県北部を震源とする大規模な地震が発生し甚大な被害を被ったことから、災害に対する意識が高まっている地域です。

イ 農地等の防災・減災

災害時への対応としては、農業用施設のうち特に被害が甚大となることが想定される河川工作物やため池等の計画的な整備・改修による耐震化等により、農業災害への影響を低減し農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。

ロ 災害の対応

大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路の確保や災害復旧対応に関する体制整備が必要です。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効利用	経営体育成基盤整備事業等の推進により、ほ場の大区画化や汎用化による優良農地の確保と併せて、農地の面的利用集積を進め安定した農業経営を目指します。 基幹水利施設のストックマネジメントと各種整備事業の活用により施設の機能維持・保全を図り、安定した農業生産を支えます。 土地改良区の施設管理体制の強化のため、統合整備による運営基盤の充実を図ります。
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	農地・水・環境保全向上対策への支援や環境との調和に配慮した事業の実施を通じて、農村の地域資源である農地を初めとする自然環境や美しい農村景観などの多面的な機能の維持・保全に努めます。
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	農村災害対策整備事業等を活用し、地域に有する農業用施設の総合的な整備計画の策定と実施により、防災・減災機能の充実を図り、大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。 これまで農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業やふるさと農道緊急整備事業等により基幹的農道の整備を行ってきたが、引き続き区画整理事業においても農道の整備を進め、農畜産物等の物流の合理化と併せ、災害発生時の輸送路・避難路の確保に努めます。

目標整備量

広域石巻圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所	(0)	22	53
基幹水利施設整備延長	k m	14	16	25
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(57)	75	84
土地改良区数	改良区	6	5	5
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a	7,079	8,355	9,407
基幹的農道整備延長	k m			
大区画水田ほ場整備面積	h a	4,983	5,974	7,026
担い手育成数	人	145	236	278
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	21	21	21
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定			
環境配慮対策実施地区数	地区	8	16	22
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(23)	25	27
農業集落における下水道整備人口	人	11,884	10,122	10,593
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区	0	1	4
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所			
農村災害支援技術者の育成数	人	3	6	8

第7節 広域気仙沼・本吉圏

1 現状と課題

(1) 生産基盤の整備

イ 農業水利施設

地形的な要因もあり、水田農業に特化している本県においては希な地域で、まとまりのある水田地帯が少なく自給的な小規模な経営が多い状況から、基幹的な農業水利施設がほとんど整備されていません。

ロ 農地の整備

地形的にまとまりのある水田地帯が少なく自給的な小規模な経営が多い状況から、水田の整備率も17%と県平均を大きく下回っています。

(2) 農村環境

イ 地域資源の保全と活用

農業者の減少、高齢化を背景とした集落機能の低下により、農地や農業用水等の地域資源の適正な保管理が困難になる懸念がありますが、多様な主体が参画する地域協働の保全活動を支援するなどして、農業・農村が有する多面的な機能を維持していく必要があります。

陸中海岸国立公園や南三陸金華山国定公園など観光資源に恵まれており、比較的グリーン・ツーリズムの活動が活発な地域です。減少する定住人口を補うと期待される交流人口を増加させるため、自然環境や美しい農村景観等の地域資源を活用した都市と農村の交流活動を引き続き推進することが必要です。

ロ 生活環境の整備

快適な暮らしを実現するために農業農村整備で実施するし尿、生活雑排水等の処理施設の整備については概ね完了しましたが、今後は老朽化が進行しているこれら施設の機能保全対策が課題となります。

また、農道網の機能を維持することにより教育・医療・福祉サービス等へのアクセス機能を確保するなど、定住環境の確保を図る必要があります。

(3) 防災対策

当圏域は沿岸部に位置している農地も多く、農地海岸保全施設を比較的多く整備してきました。宮城県沖地震の発生が高確率で予測されているため、震災や津波に起因する農地やこれら施設の災害被害を最小限にしていく必要があります。

イ 農地等の防災・減災

地震による大津波の発生時には、特に被害が懸念される農地海岸保全施設の適正な維持・管理と計画的な改修・整備により、農業災害をできる限り防止し安全の確保と農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。

ロ 災害の対応

大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路の確保や災害復旧対応に関する体制整備が必要です。

2 農業農村整備の推進方向

項目	具体的な内容
(1) 農業生産基盤の有効利用	<p>安定的な農業生産を支えていくため、基幹水利施設整備の必要性の有無など、地域ニーズを勘案しながら検討していきます。</p> <p>ほ場の大区画化や汎用化とともに、農地の利用集積による効率的な農業経営の実現について、農地整備の必要性を含め地域ニーズを把握し、優良農地の確保と併せて検討していきます。</p>
(2) 豊かな田園自然環境の再生と活用	<p>農地・水・保管理事業や中山間地域等直接支払制度の協定活動への支援、環境との調和に配慮した事業の実施を通じて農村の地域資源である農地や農業用水、自然環境や美しい農村景観を維持・保全し、農業の生産活動や農業・農村の有する多面的な機能の維持に努めます。</p> <p>農村の地域資源を活用した都市と農村の交流活動を契機とした農村の活性化のため、みやぎ型グリーン・ツーリズムを引き続き推進します。</p>
(3) 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備	<p>農地海岸施設の適正な維持・管理により、地震による災害被害を最小限にする安全な地域づくりに寄与します。</p> <p>大規模災害の発生に備える緊急輸送路・避難路を確保のため、整備した農道等の機能維持を支援するとともに、迅速かつ的確な災害復旧を可能とするために豊富な技術・経験を有する農村災害支援技術者の育成・確保を図ります。</p>

目標整備量

広域気仙沼・本吉圏

整備目標指標名	単位	H 2 2 (H 2 1) <現況値>	H 2 7 <中間目標>	H 3 2 <最終目標>
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	箇所			
基幹水利施設整備延長	k m			
農業水利施設の機能診断実施施設数	箇所	(0)	4	4
土地改良区数	改良区			
償還対策導入調整実施地区数	地区			
水田ほ場整備面積	h a			
基幹的農道整備延長	k m			
大区画水田ほ場整備面積	h a			
担い手育成数	人			
農地・水・保全管理交付金事業の活動組織数	組織	1	1	1
中山間地域等直接支払制度の協定数	協定	65	65	65
環境配慮対策実施地区数	地区			
主要な都市農山漁村交流拠点施設数	箇所	(123)	125	126
農業集落における下水道整備人口	人			
老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	箇所			
老朽ため池等の改修地区数	地区			
湛水被害を防止する排水機場の設置数	箇所			
農村災害支援技術者の育成数	人	0	2	4

「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」の概要

計画期間：平成23年度～平成32年度（概ね5年後に見直し）

みやぎ食と農の県民条例基本計画の見直し

農業・農村を取り巻く主な情勢の変化

- 世界的な食料需給の逼迫
- 消費者の食の安全に対する不安
- 地球温暖化の進行
- 食料自給率の低下
- 米価の下落傾向をはじめとする農産物価格の低迷
- 農業水利施設の老朽化の進行
- 地震・水害等大規模災害の多発
- 過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下

農業・農村を取り巻く主な制度等の変化

- 新たな食料・農業・農村基本計画
- 土地改良長期計画
- 農地制度の見直し
農地法
農業振興地域の整備に関する法律 など
- 農業者戸別所得補償制度の導入

みやぎ農業農村整備基本計画の見直し・策定

現状

農村地域の混住化などにより農地・農業用施設の公共性が高まっている一方で、重要な地域資源である本県の農業水利施設の6割が耐用年数を超過しており、その機能の持続的な発揮が危惧されている。
世界的な食料需給や食料安全保障を背景に、消費者ニーズの高まりにより食料自給率の向上が急務となっている。
過疎化・高齢化に歯止めがかからず、健全な営農活動や農村集落機能の維持が困難な状況が続いている。
地球温暖化の影響等による水害等大規模災害の多発や近い将来には宮城県沖地震の発生が予測されている。

課題

農業用施設の機能維持・保全
農業水利施設の管理体制の強化
労働生産性の向上
生産基盤の排水対策の充実・強化
多様な担い手の育成・確保
多様な主体の参画による農村地域資源の維持・保全
農村集落機能の再生
中山間地域の定住化
農村の防災体制の構築

にぎわいのあるみやぎの農業・農村

【取組の視点1】農業の生産基盤の整備 優良な生産基盤の確保と有効活用

- <取組項目1> 農業水利施設ストックマネジメントの推進
- <取組項目2> 担い手等を育成する基盤整備の推進
- <取組項目3> 整備した優良農地の利用集積の促進
- <取組項目4> 土地改良施設ストックマネジメントの体制整備

重点項目テーマ1 農業生産基盤の有効活用

【取組の視点2】農村環境の向上 農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供

- <取組項目5> 環境との調和に配慮した田園空間の創造
- <取組項目6> 都市と農村の共生・対流の推進
- <取組項目7> 農村の生活環境の整備の推進

重点項目テーマ2 農村の豊かな田園環境の保全と活用

【取組の視点3】農業・農村の防災対策 大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり

- <取組項目8> 農業水利施設ストックマネジメントの推進（再掲）
- <取組項目9> 農地・農業用施設の総合的な防災対策
- <取組項目10> 震災や水害等の災害に備える体制の構築

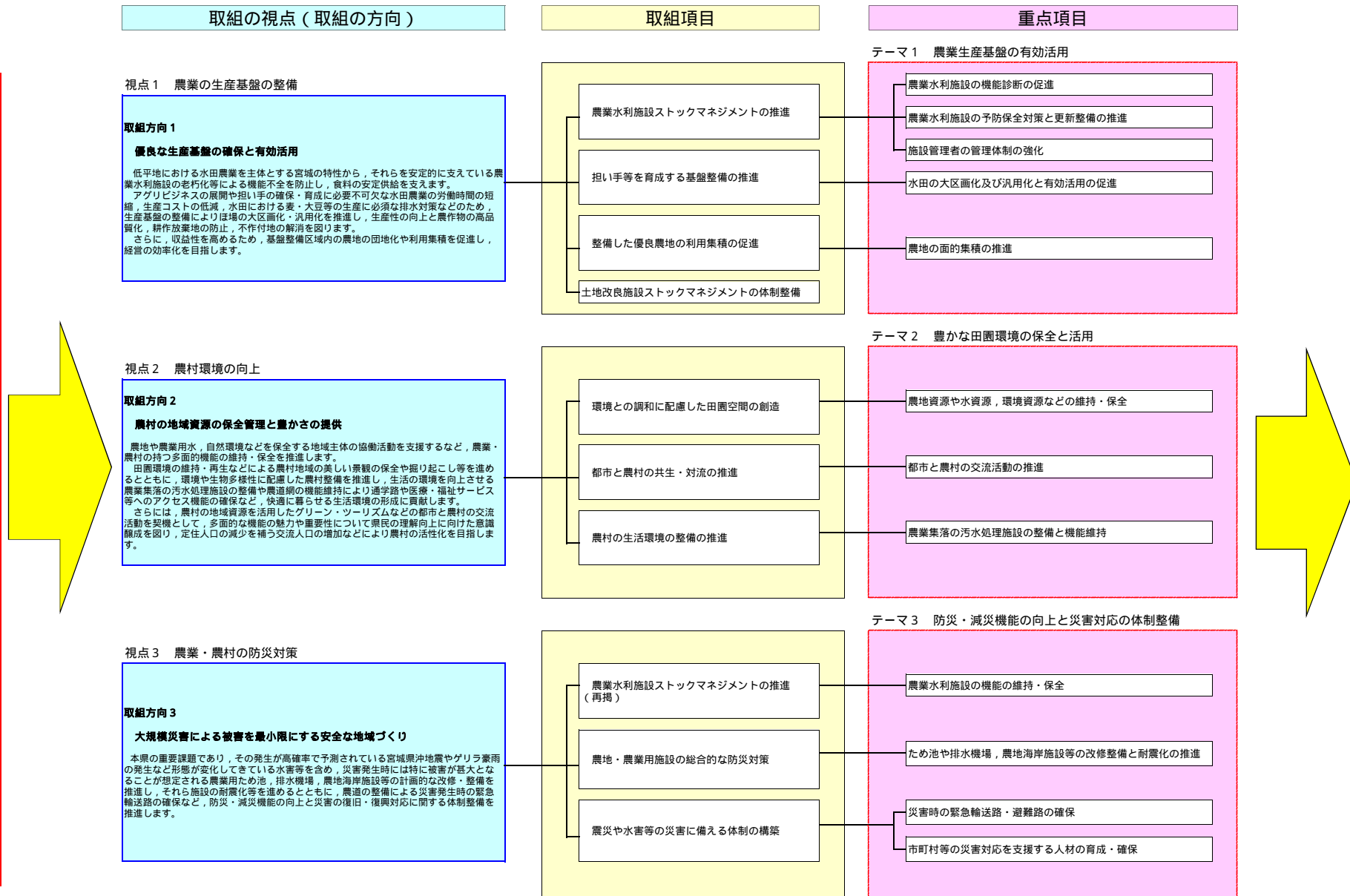
重点項目テーマ3 防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備

農村協働力の形成

県民の農業農村整備に関する理解向上の推進

第2期みやぎ農業農村整備基本計画の構成

農業を若者があこがれる魅力ある産業に！



「にぎわい」のあるみやぎの農業・農村

【視点1 農業の生産基盤の整備】 ~ 優良な生産基盤の確保と有効活用 ~

目指す姿

取組

将来の姿

現在の状況

- ・農業水利施設の老朽化
- ・土地利用型農業の構造改革の立ち遅れ
- ・耕作放棄地の増大
- ・地域活力の低下等

農業水利施設ストックマネジメントの推進

- 1) 農業水利施設の機能診断の促進
- 2) 農業水利施設の予防保全対策と更新整備の推進
- 3) 施設管理者の管理体制の強化



担い手等を育成する基盤整備の推進

整備した優良農地の利用集積の促進

- 4) 水田の大区画化及び汎用化と有効活用の促進
- 5) 農地の面的集積の推進



土地改良施設ストックマネジメントの体制整備

・特定の農産物に偏ることなくバランスのとれた生産構造で、アグリビジネスや第6次産業的なものを導入するなど多様な「農業」が展開

・競争力を持ち農家の収入が拡大し生業(なりわい)として成り立つとともに、若者をも惹き付ける将来性を秘めた魅力ある産業に

・耕作放棄地の増加に歯止め

・優良農地が有効に活用され、安全・安心な食料が安定的に生産・供給

・土地改良施設が適正に管理され、その機能を十分に発揮

目標指標

【整備目標指標】

基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行う施設数 220 箇所
 農業水利施設の機能診断実施施設数 500箇所
 土地改良区数 15改良区を統合整備
 水田ほ場整備面積 4,800ヘクタール
 (うち大区画水田ほ場整備面積 4,200ヘクタール)
 担い手育成数 650経営体

【成果目標指標】

基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続された農地面積 70,000ヘクタール

ほ場整備済み水田における耕地利用率 102%を維持

事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合 57%(H21) → 64%(H32)

主な事業

・かんがい排水事業 ・基幹水利施設ストックマネジメント事業・経営体育成基盤整備事業 ・土地改良施設維持管理適正化事業 ・土地改良施設機能診断事業 など

【視点2 農村環境の向上】 ~ 農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供 ~

目指す姿

取組

環境との調和に配慮した田園空間の創造

1) 農地資源や水資源, 環境資源などの維持・保全



水路の土砂上げ



環境配慮対策の実施



生き物調査の実施



条件不利地の維持保全

都市と農村の共生・対流の推進

2) 都市と農村の交流活動の推進



グリーンツーリズムの推進



都市農山漁村交流拠点の振興

農村の生活環境の整備の推進

3) 農業集落の污水处理施設の整備と機能維持



農業集落排水施設の整備



地域用水環境の整備



集会施設の整備

現在の状況

・農村の過疎化, 高齢化等を背景とする集落機能の低下

・食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地, 農業用水等の適切な管理を困難にする懸念

将来の姿

・集落機能が発揮され, 営農に付随する維持管理作業等が適正に行われる

・国土の保全, 水田のかん養, 自然環境・景観の維持・保全など多面的な機能が発揮される

・都市と農村の交流等により, 農業・農村の有する教育的・文化的な価値が都市・農村住民双方に理解されている

・定住人口の減少を補う交流人口が増加

目標指標

【整備目標指標】

農地・水・環境保全向上対策の活動組織数	517組織を維持
中山間地域等直接支払制度の協定数	229協定を維持
環境配慮対策実施地区数	90地区
主要な都市農山漁村交流拠点増加数	20箇所

【成果目標指標】

協働活動による農地等の保全面積割合	57.1%(H21) → 61.9%(H32)
地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数	15,000人(H21) → 70,000人(H32)
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	900万人(H21) → 1,100万人(H32)

主な事業

・農地・水・環境保全向上対策 ・中山間地域等直接支払制度 ・グリーンツーリズム促進支援事業
 ・中山間地域総合整備事業 ・農業集落排水事業 など

【視点3 農業・農村の防災対策】

～大規模災害による被害を最小限にする安全な地域づくり～

目指す姿

取組

農業水利施設ストックマネジメントの推進(再掲)

1) 農業水利施設の機能の維持・保全



農地・農業用施設の総合的な防災対策

2) ため池や排水機場、農地海岸施設等の改修整備と耐震化の推進



震災や水害等の災害に備える体制の構築

3) 災害時の緊急輸送路・避難路の確保
4) 市町村等の災害対応を支援する人材の育成・確保



現在の状況

- ・農業水利施設の老朽化
- ・地球温暖化などの影響による水害等大規模災害
- ・近い将来に発生が予測されている宮城県沖地震

将来の姿

- ・防災・減災機能の向上
- ・災害対応に関する体制が整備
- ・農業生産の維持
- ・農業経営の安定化
- ・県土及び環境の保全

目標指標

【整備目標指標】

老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	1 箇所
老朽ため池等の改修地区数	28 地区
湛水被害を防止する排水機場の設置数	3 箇所
農村災害支援技術者の育成数	20 人

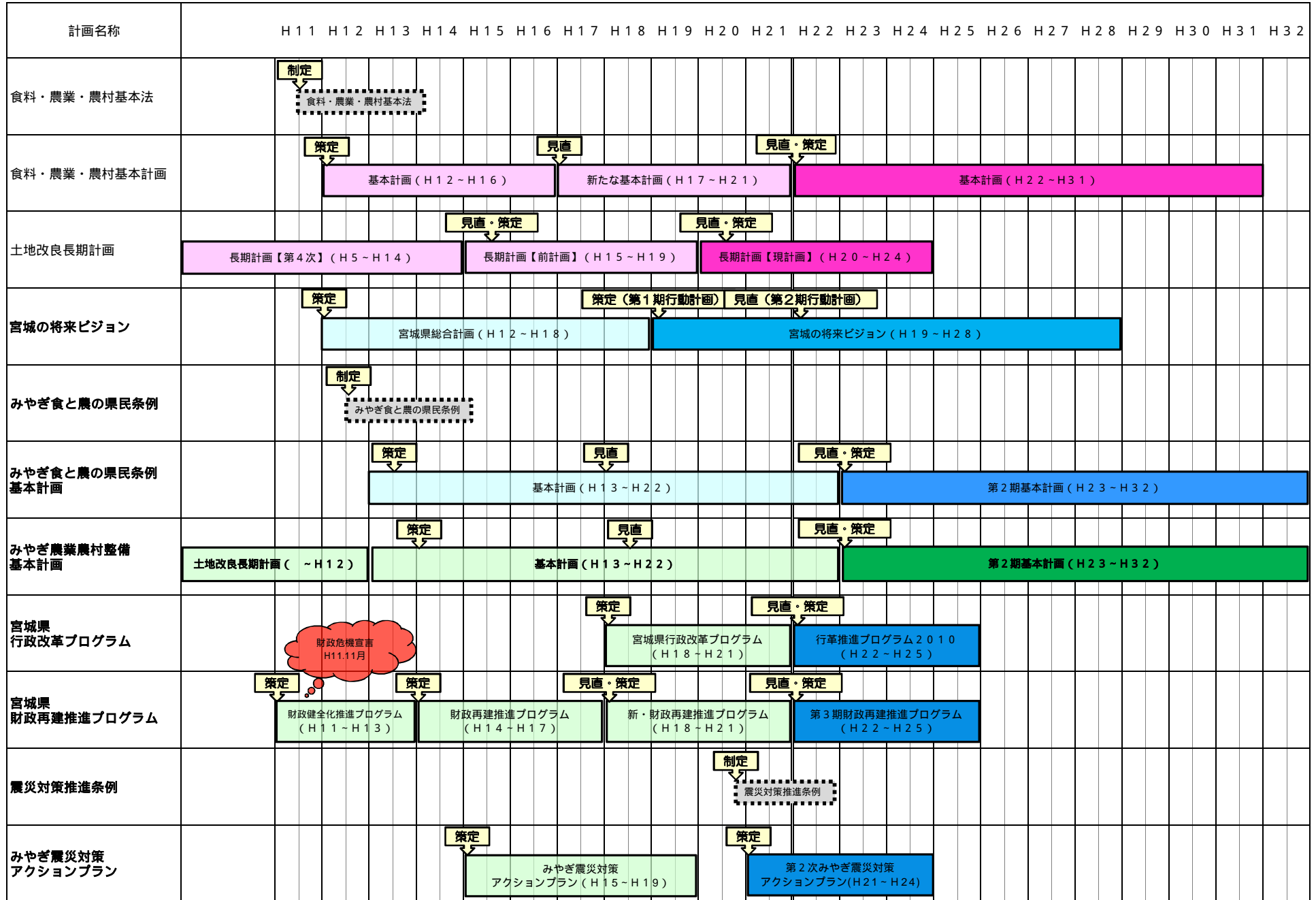
【成果目標指標】

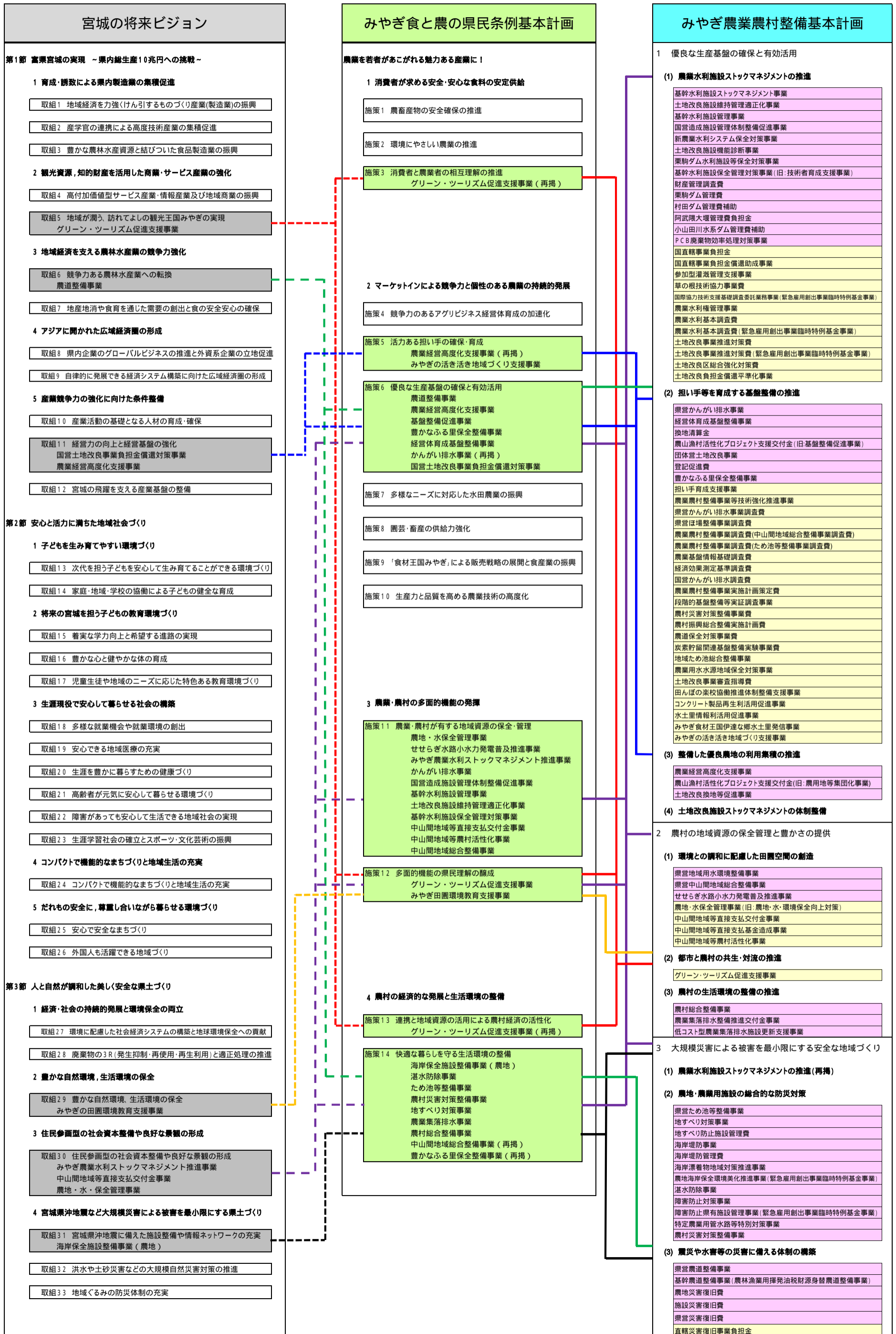
基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続された農地面積 70,000ヘクタール
農地等の被害防止面積 39,000ヘクタール(H21) → 41,500ヘクタール(H32)

主な事業

・基幹水利施設ストックマネジメント事業 ・ため池等整備事業 ・湛水防除事業 ・海岸保全施設整備事業 など

関連計画の策定経緯



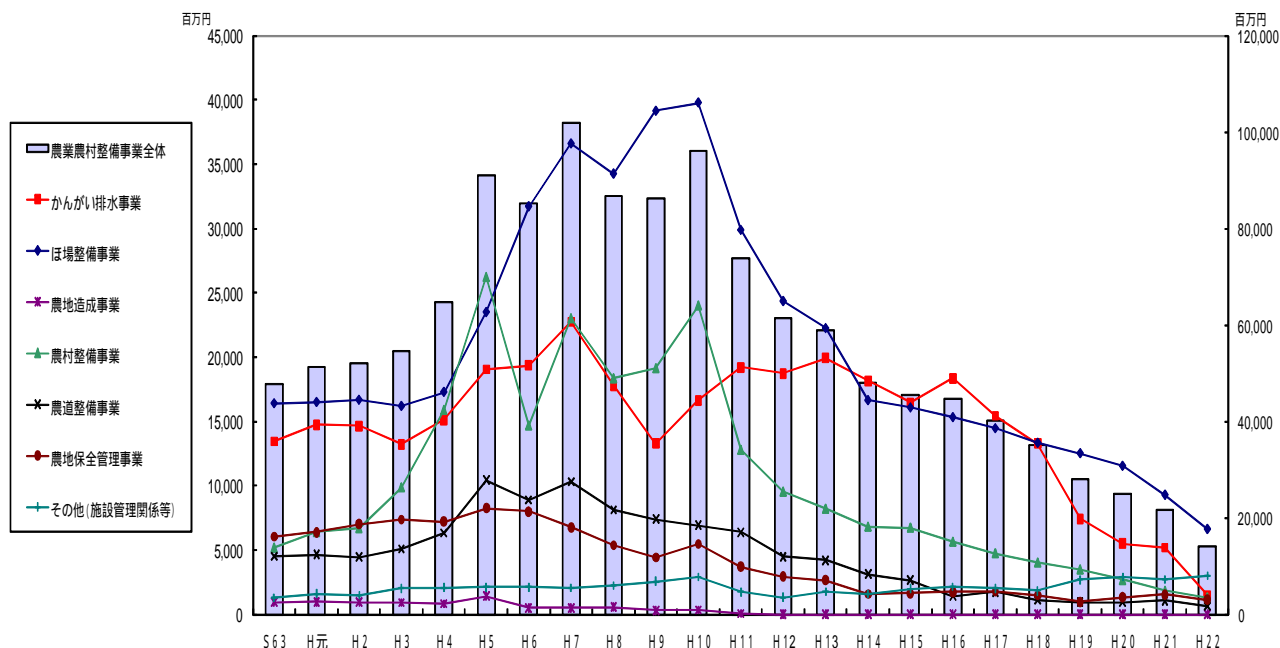


農業農村整備の現状

1 農業農村整備予算の推移

宮城県では、平成11年度の財政危機宣言以降、独自の財政構造改革により導入した公共事業のキャップ制等の影響で、農業農村整備事業関係予算は減少を続けています。

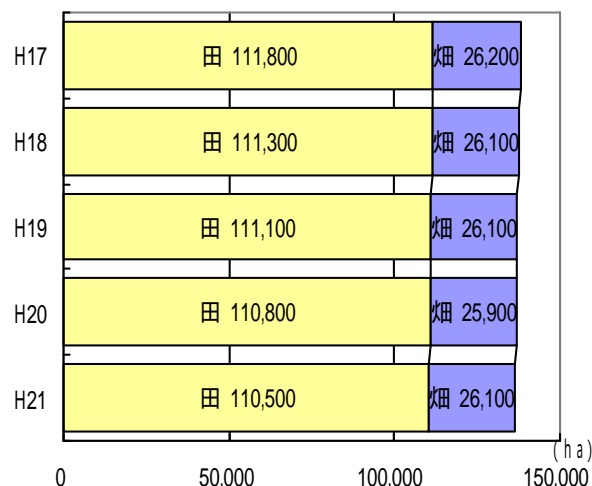
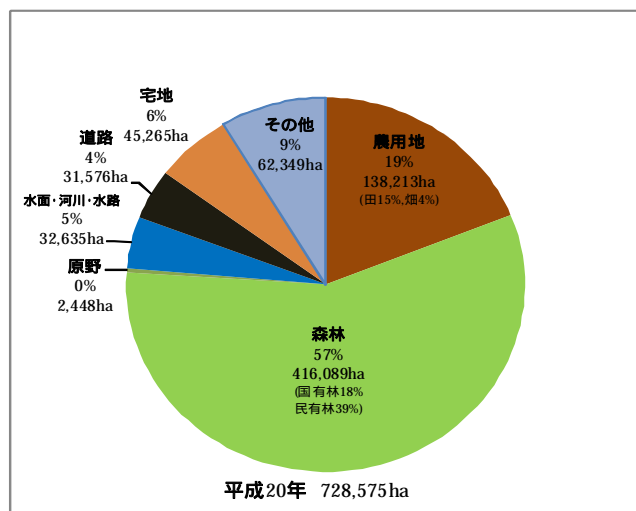
さらには、国における平成21年度の農業農村整備事業公共予算の大幅削減や平成22年度に敢行された「農業者戸別所得補償制度」の導入などの政策転換による激減を要因に、平成22年度の予算は142億円と、ピークであった平成7年度(867億円)の16%余りまで大きく落ち込みました。



2 耕地面積

県土の19%が農用地であり、そのうち、田と畑を合わせた耕地面積は、136,600haとなっています。

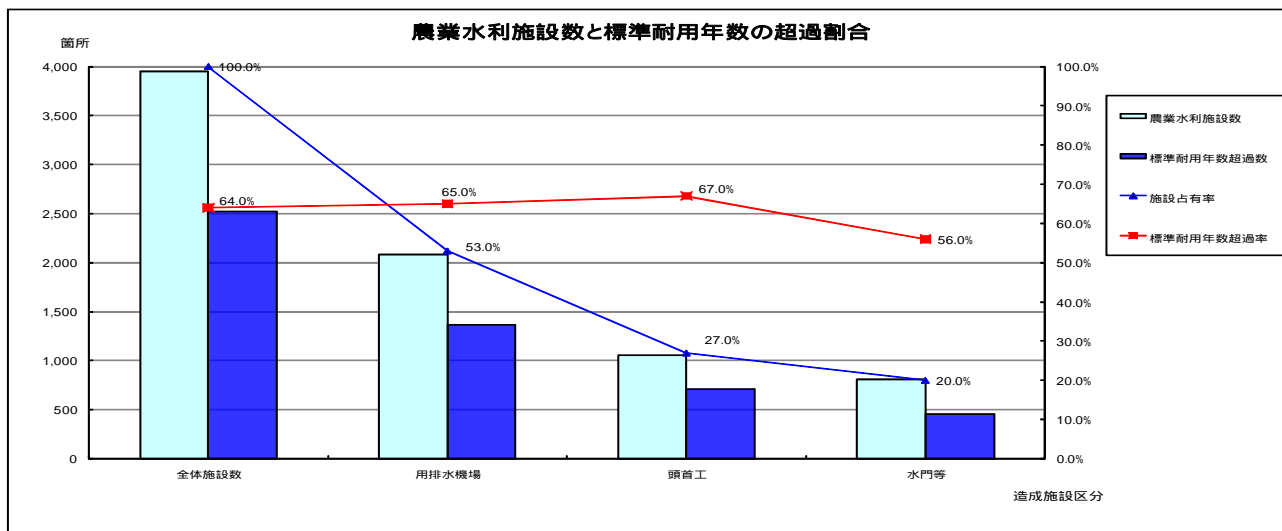
宮城県は、耕地の8割超が水田で、その面積は、北海道、新潟県、秋田県に次ぐ全国で4番目の大きさとなっていますが、年々減少を続けています。



3 農業水利施設

県土の総面積が全国16位(H20)、耕地面積は8位、水田面積では4位であり、耕地の8割超が水田と低平地の水田農業に特化している本県の農業を安定的に支えているのは、用水の安定供給と十分な排水対策を担っている農業水利施設です。

宮城県の農業水利施設は、約4千箇所(約8千億円)にのぼりますが、その64%が既に標準耐用年数を超過している状況となっています。

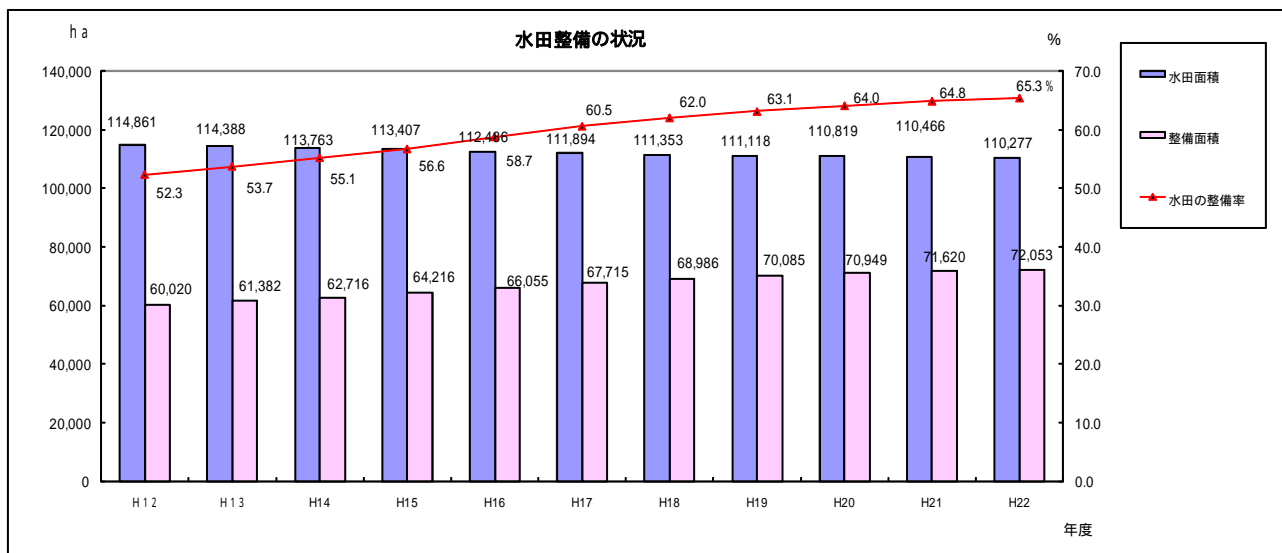


4 水田の整備

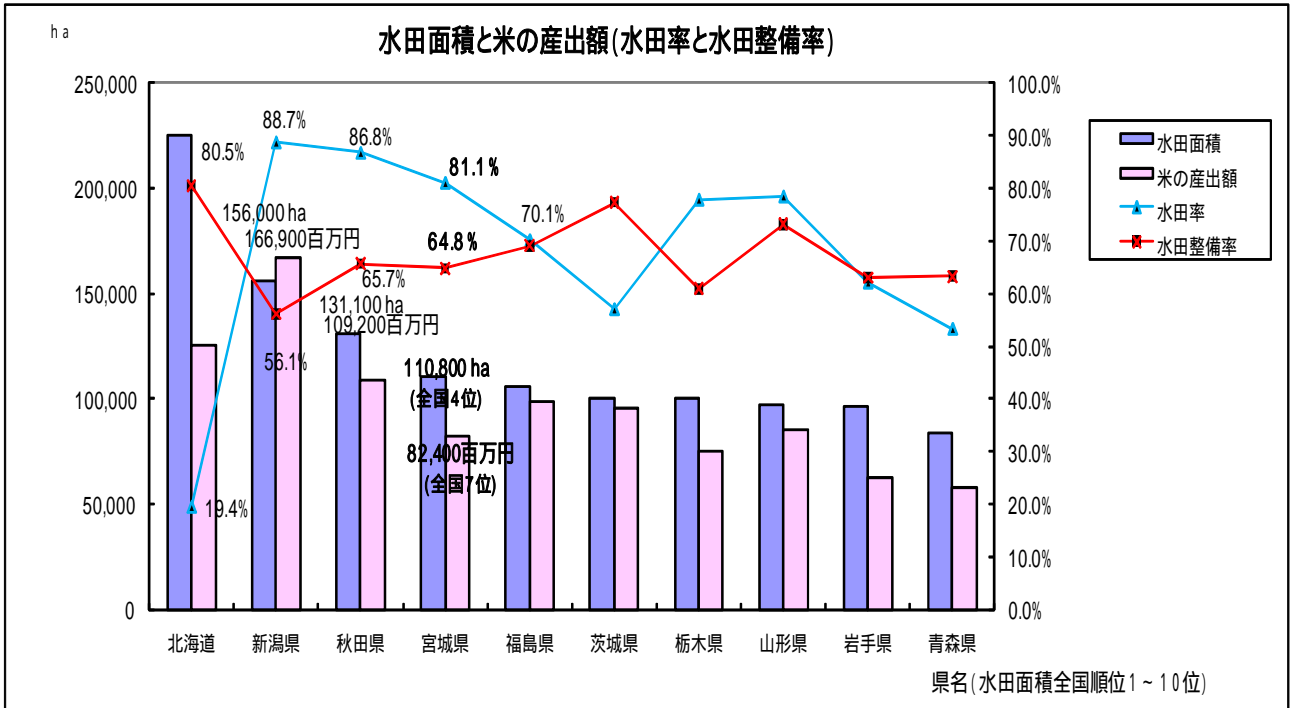
宮城県の水田は、耕地の8割超の面積を占めており、大河川である北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などの河川沿いの低平地に広く分布しています。そのため、昔から排水不良地が多く畑作には適さないため、水田として活用されてきました。

食の多様化と人口減少及び高齢化等で米の消費量が年々減少しており、米の生産調整(減反)や食料自給率向上のため、麦・大豆をはじめとする畑作物を生産する必要性が高まっています。

宮城県では、平成6年度から実施されたウルグアイラウンド対策を契機に遅れていた水田整備を促進しました。その結果、水田整備率は平成22年度末見込みで65%とほぼ全国平均に達しました。



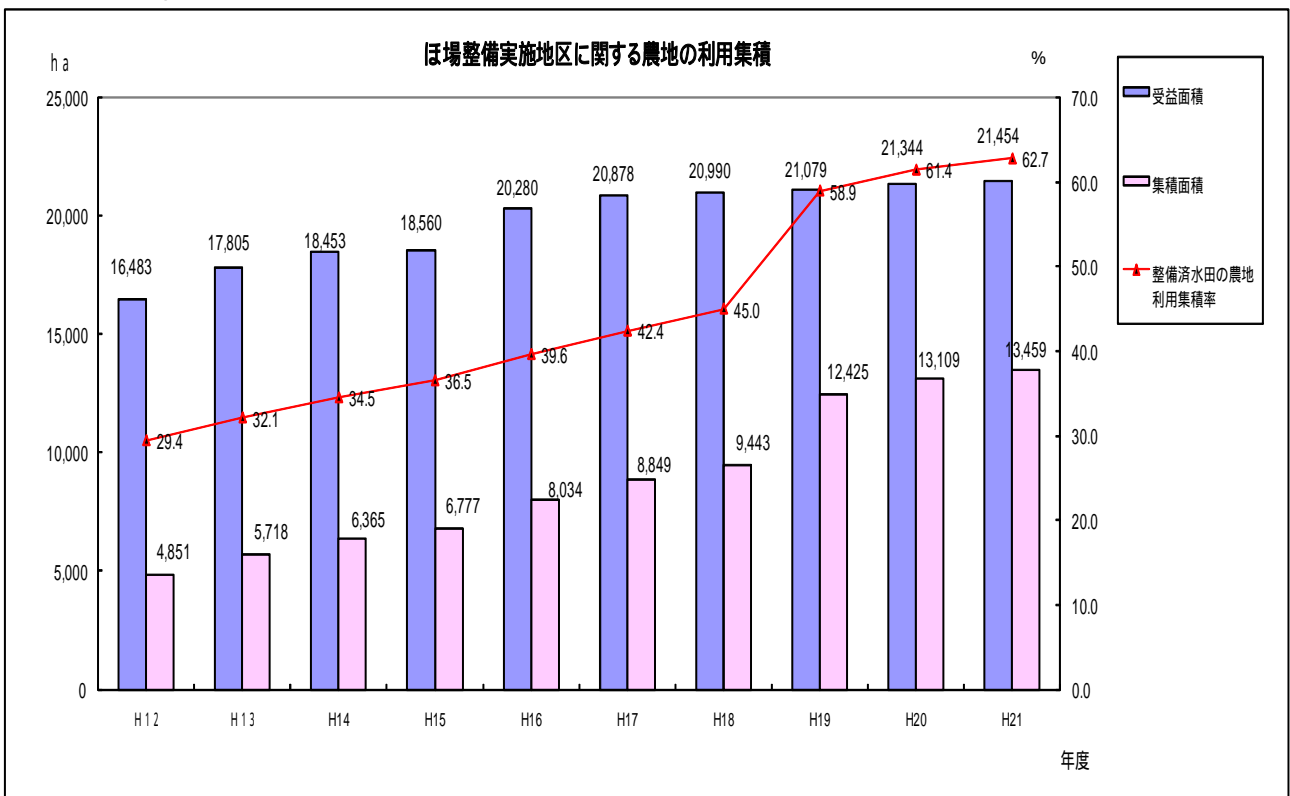
一方で、米の作付面積は6位で、米の産出額については、824億円（H20）の7位という状況となっています。



5 農地の利用集積

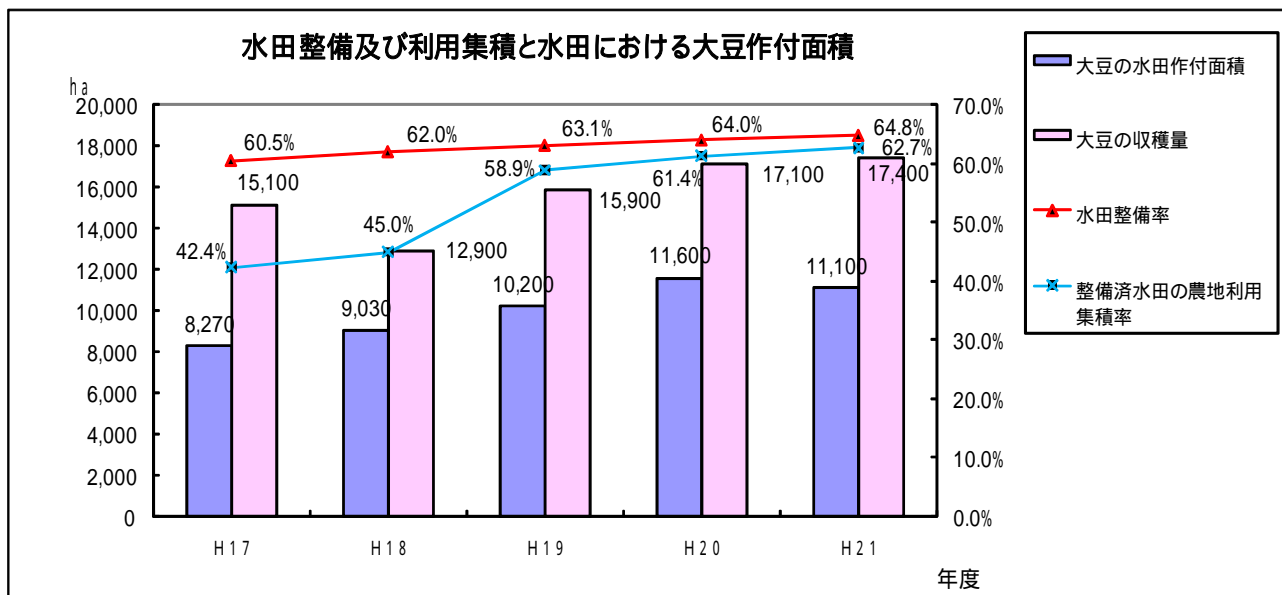
優良な生産基盤を確保することに加え、担い手等の育成・確保や規模拡大などを図り、経営の効率化を進めるために必要不可欠な農地の利用集積を促進してきました。

その結果、平成21年度末までにはほ場整備実施地区における農地の利用集積率は、63%に達しました。



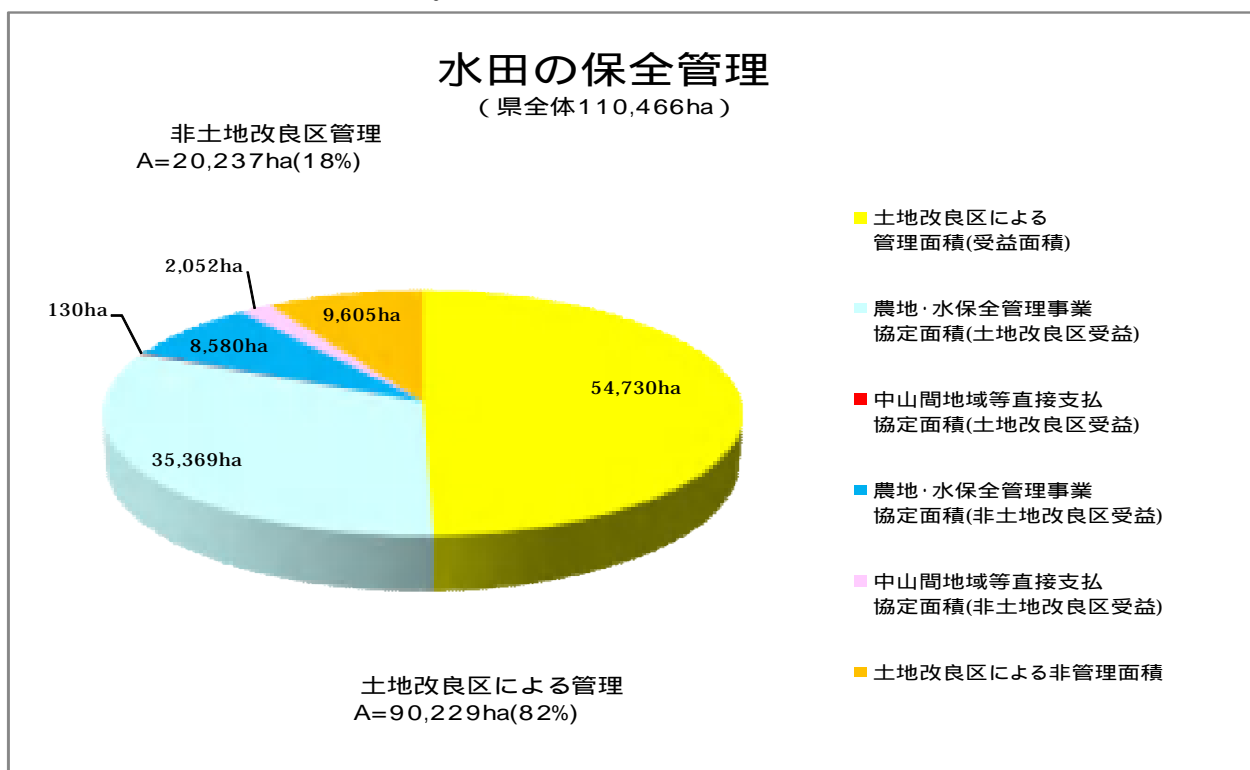
さらには、ほ場整備により水田の汎用化が実現し、水田における畑作物の作付けが可能となったため、大豆に関しては水田における作付率が9割を超えるようになりました。

加えて、ほ場整備事業の進捗とともに土地利用調整組織等が設立され、農地の利用集積効果の発現により、ブロックローテーションによる麦・大豆を作付する集団転作が確立され、秩序化された土地利用が図られるようになりました。



6 農地及び農業水利施設の保全管理

宮城県では、水田の8割を超える面積が農業者により組織されている土地改良区の受益となっており、農業者との連携により農地や農業水利施設の保全・管理を行っています。



これまで、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、そのあり方を踏まえた統合整備を進めてきました。

宮城県各市町村数と土地改良数の推移

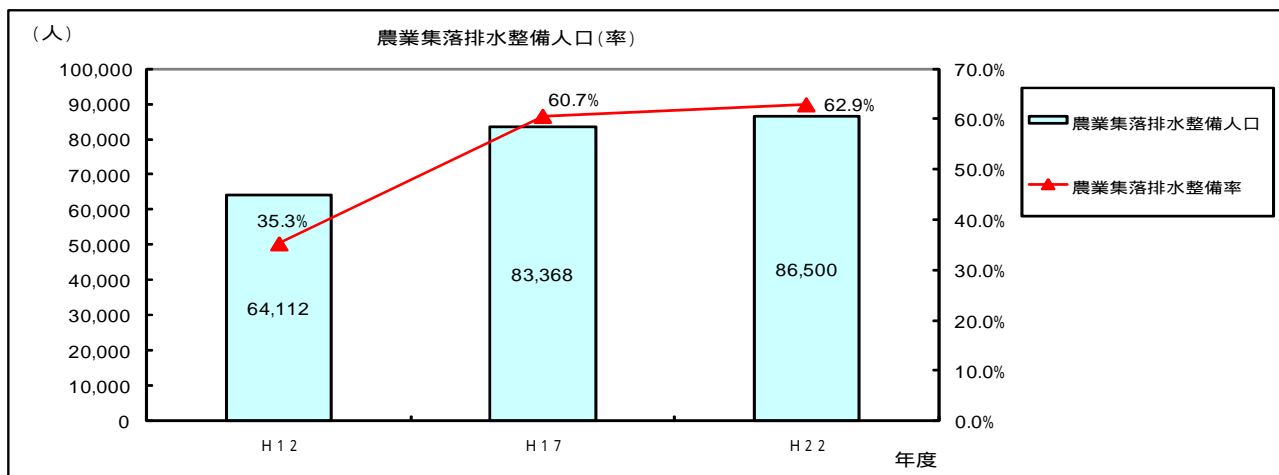
年度	H 7	H 1 2	H 1 5	H 1 7	H 2 2
市町村	71	71	69	36	35
土地改良区	95	77	66	64	56

7 農村生活環境の整備

農道は、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止のため、農村集落と農地や集出荷施設などを効率的に連絡することを主たる目的として整備してきましたが、これらの農道網は1,900 km超にのぼり、農業生産の近代化のみならず、都市と農村の交流や農村地域の活性化、定住化等のための生活環境の改善に寄与してきました。また、大規模災害発生時の緊急輸送路や避難路としての役割も期待されています。

水質の保全や都市並の衛生的な生活環境を確保するため、農業集落の下水道である農業集落排水施設の整備も推進してきました。

さらには、地域の交流や都市と農村の交流等を図るために必要となる交流施設や農業者のみならず、地域住民や都市住民の憩いの場・やすらぎの場として、ため池や水路等を活用した水辺空間（親水公園等）の設置も進めてきました。



(単位:ヶ所)

	H 1 2	H 1 7	H 2 2
交流施設数	114	128	133
うち中山間地域	55	63	66

(単位:ヶ所)

	H 1 2	H 1 7	H 2 2
水辺空間設置数	46	59	68

